

# 森林経営管理制度と森林環境譲与税

---

令和8年1月

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

# 目次

1. 森林経営管理制度の背景
2. 森林経営管理制度の概要と実績
3. 森林経営管理制度の進め方
4. 森林経営管理制度以外による対応
5. 森林環境譲与税の有効活用

# 1. 森林経営管理制度の背景

# (1) 森林整備の方向性

- 森林の多面的機能の持続的発揮に向けては、自然的条件に照らして林業経営に適した人工林は適正な伐採と再造林の確保を図り、それ以外の人工林は針広混交林等へ移行するなど、森林の状況に応じた経営管理が重要。
- 森林経営計画の作成等により適切な経営管理が進められている一方で、経営管理が不十分となっている森林も多く存在。



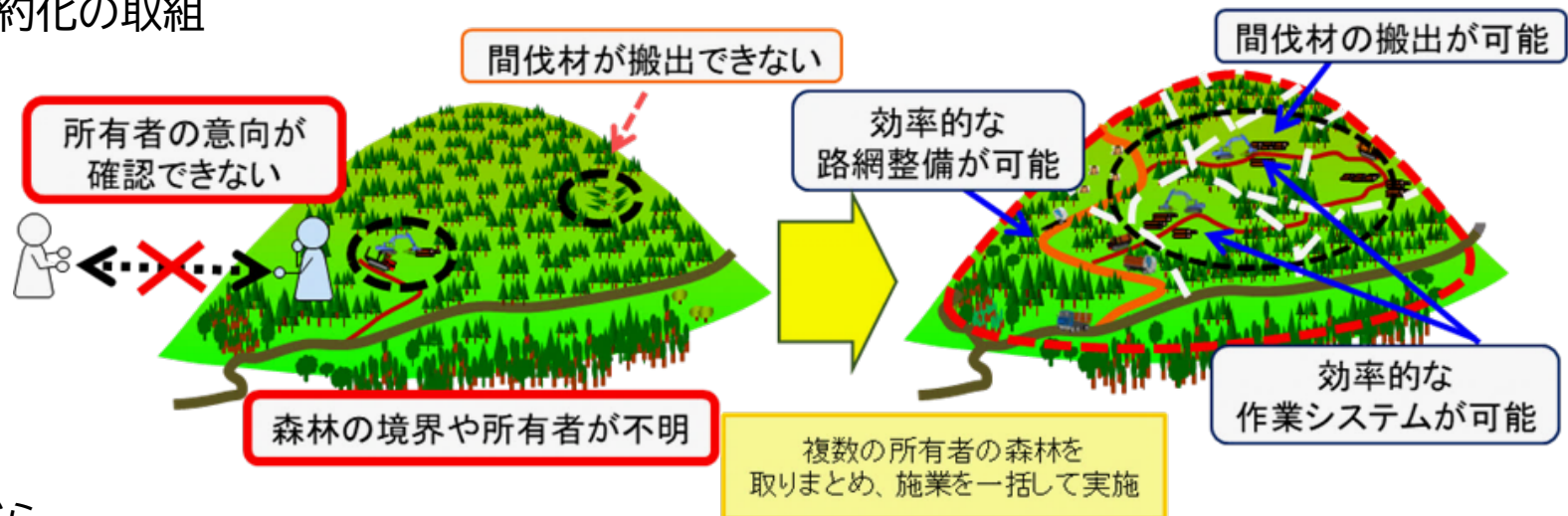
自然的条件に照らして森林経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じり合った森林）等へ移行。

自然的条件などが良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。

## (1) 森林整備の方向性

- 我が国の森林の所有構造は、保有面積10ha未満が林家数の9割を占めるなど小規模・零細。
- 隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「**施業の集約化**」の推進が必要。
- 一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的に、平成24年度から**森林経営計画制度**を導入。

### □ 施業集約化の取組



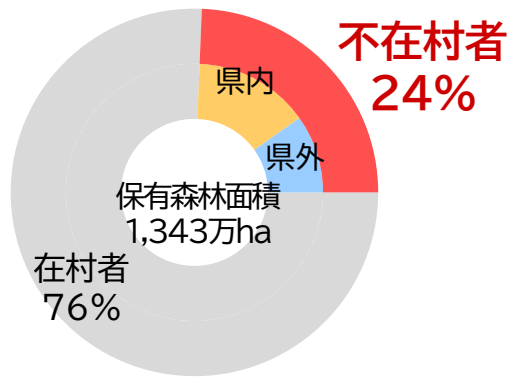
しかしながら…

森林所有者の高齢化や相続による世代交代・不在村化等により、民間事業者だけでは、所有者の特定や森林境界の明確化に対応できない状況。

## (2) 森林所有者の現状

- 森林所有者の特定に多大な労力がかかること等により、民間の取組だけでは事業地の確保ができず、施業の集約化や手入れが必要な森林における間伐等の森林整備が進まない状況。
- この状況を放置すると、所有者不明森林の増加や複数の所有者による共有状態が拡大し、所有者の特定等が更に困難になることで、森林の経営管理に支障を生じさせるおそれ。

### ■ 森林所有者の4分の1は地域に不在



資料:国土交通省(H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート)

注1:不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。

注2:国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

### ■ 所有者が不明な森林がある

(登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

宅地	農用地	林地	合計
20.8%	24.5%	33.4%	25.6%

資料:国土交通省

「令和5年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」

注:ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。なお、当該年度の地籍調査箇所での結果であり、全国的な数値を示すものではない。

### ■ 所有者特定に係る事例

#### A市の事例

- 16ha、登記名義人45名に対して、戸籍謄本等785通取得、確知した相続人184名。
- 相続人の探索から、おおむね完了するまでに約26週（探索段階で死亡等がある場合の追跡調査を含めると約1年）を要した。

資料:林野庁「森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会」資料より

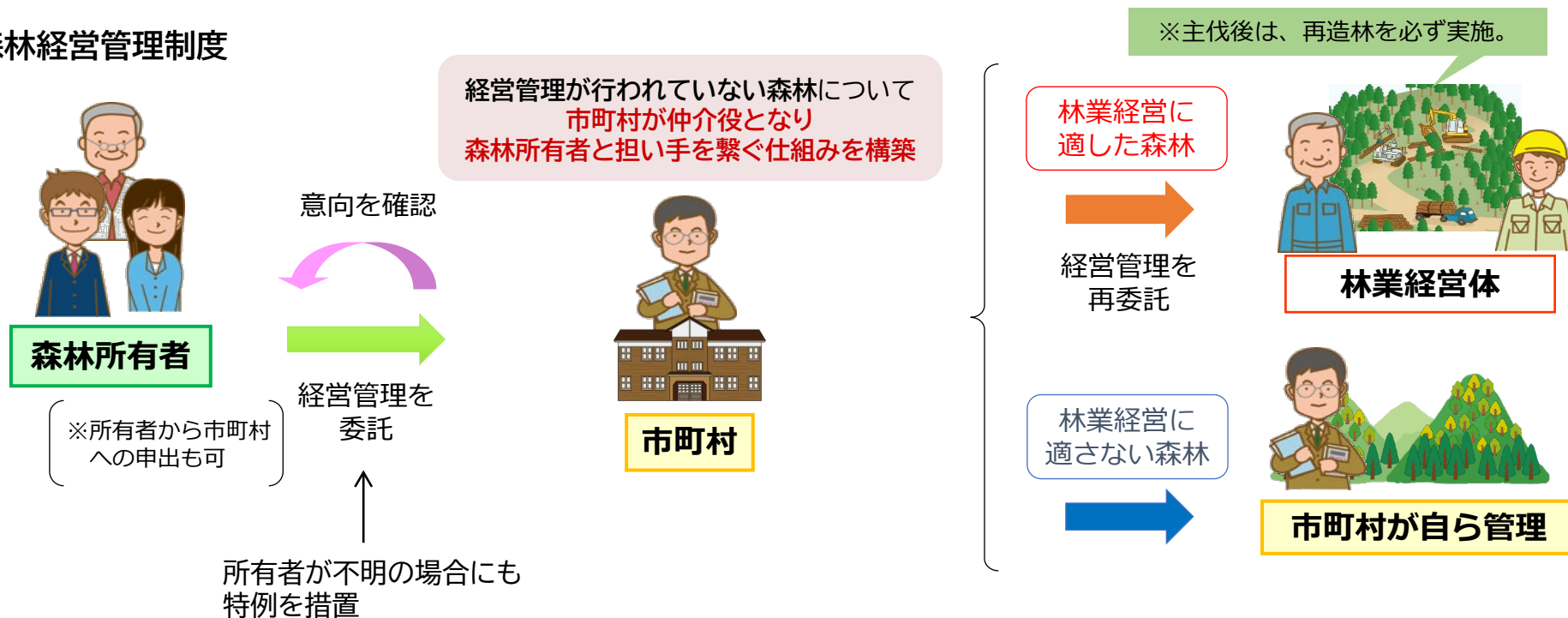
**➡ これらの課題に対して、早急な対応が求められている状況**

## 2.森林経営管理制度の概要と実績

# (1) 森林経営管理制度の取組

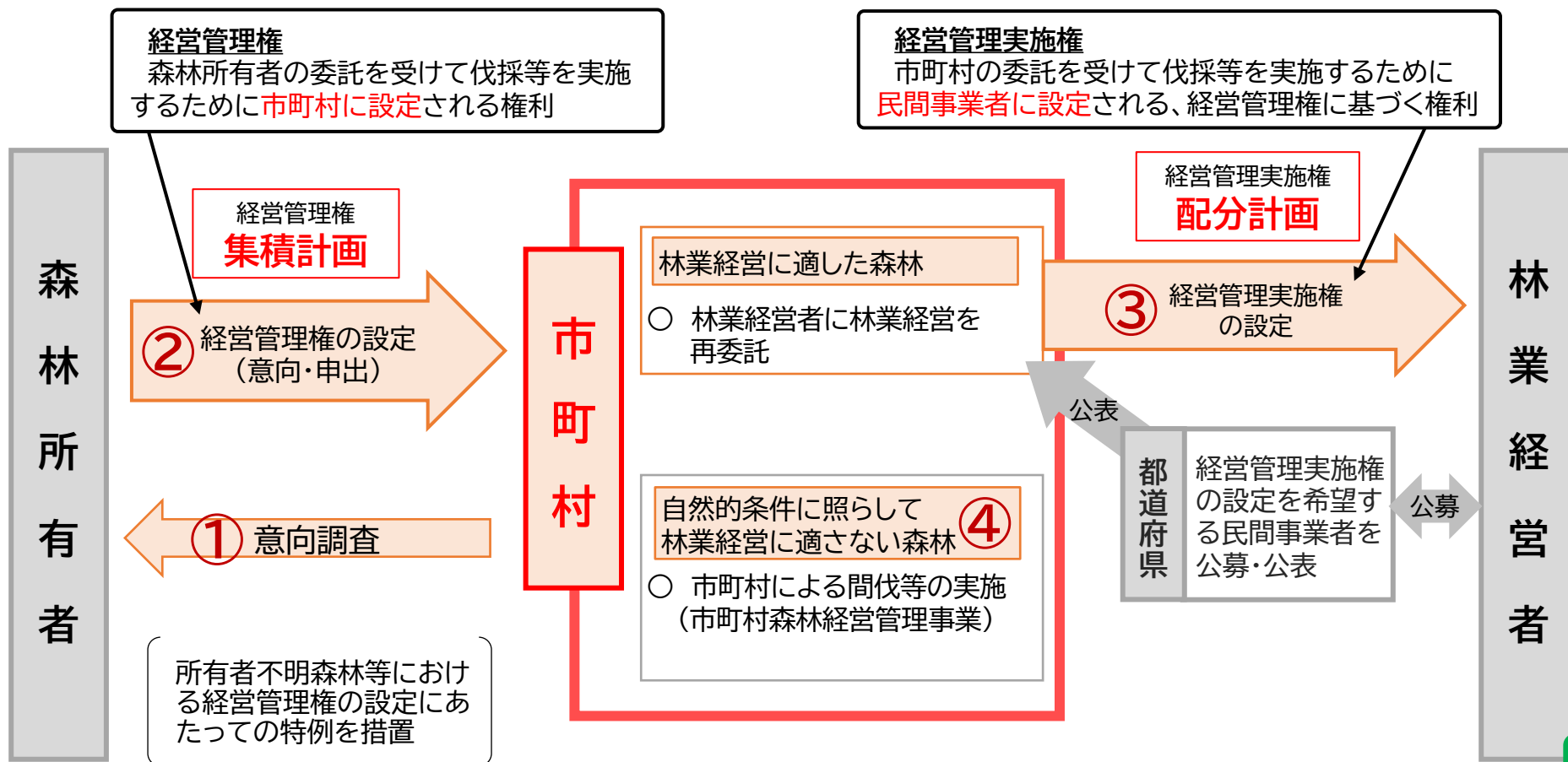
- 森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、所有者自らでは森林の経営管理ができない場合、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けた上で、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村自ら管理を行うなどにより、集積・集約化を図る仕組み。
- 所有者不明森林等についても、探索・公告など一定の手続を経ることで、市町村に経営管理の権利を設定できる特例を措置。

## ■ 森林経営管理制度



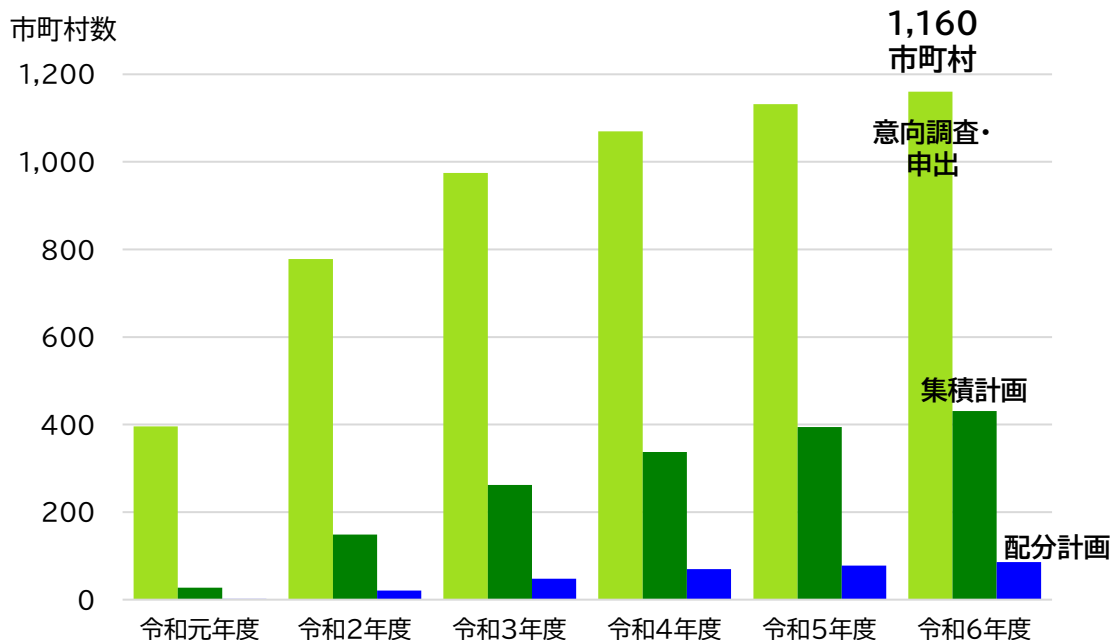
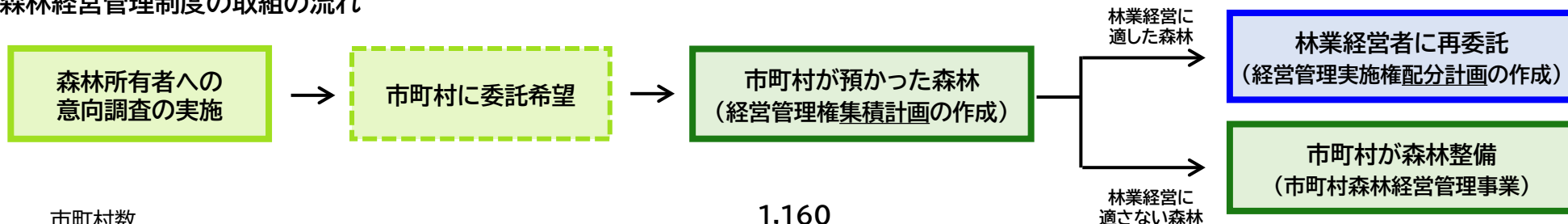
# (2) 森林経営管理制度の取組の流れ

- ① 市町村が森林所有者に意向調査を実施
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



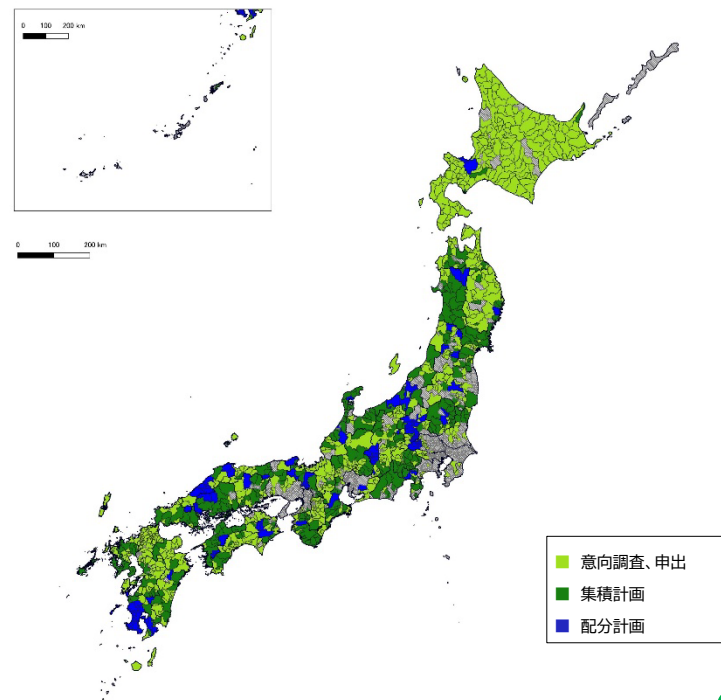
- 令和6年度末までに、1,160市町村において森林経営管理制度に基づく取組を実施。

森林経営管理制度の取組の流れ



注1)各年度末までに、各取組(意向調査・申出、集積計画の作成、配分計画の作成)を実施した市町村数を累積で集計  
 注2)調査対象市町村(令和6年度)は、農林業センサス2020において私有人工林がある市町村(1578)

森林経営管理制度に取り組む市町村数

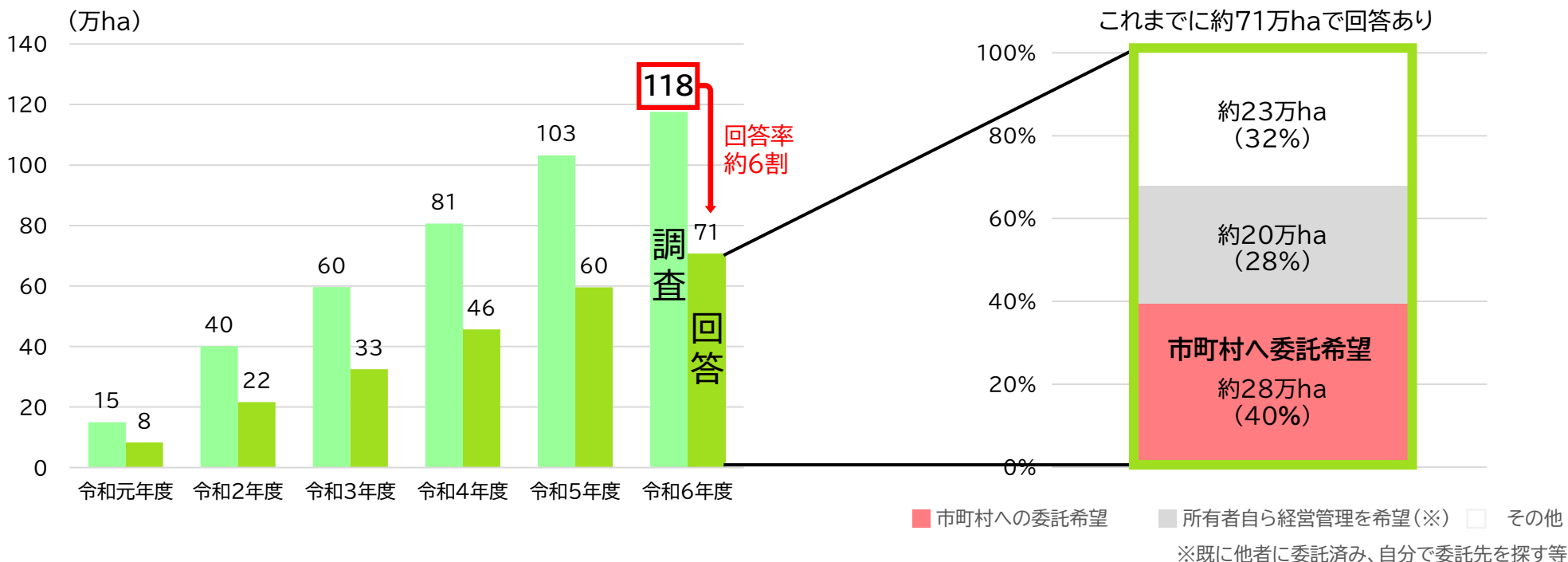


森林経営管理制度の取組状況(全国図)

- 制度開始から6年間で約118万haの意向調査を実施。
- 全国の回答率は約6割(面積ベース)。回答のうち市町村への委託希望は約4割(面積ベース)。
- 意向調査票を送付し、宛先不明で返送されたものは全体の約5%。

## ■ 意向調査の実施面積と回答面積(累計)

## ■ 回答があった面積の内訳(累計)

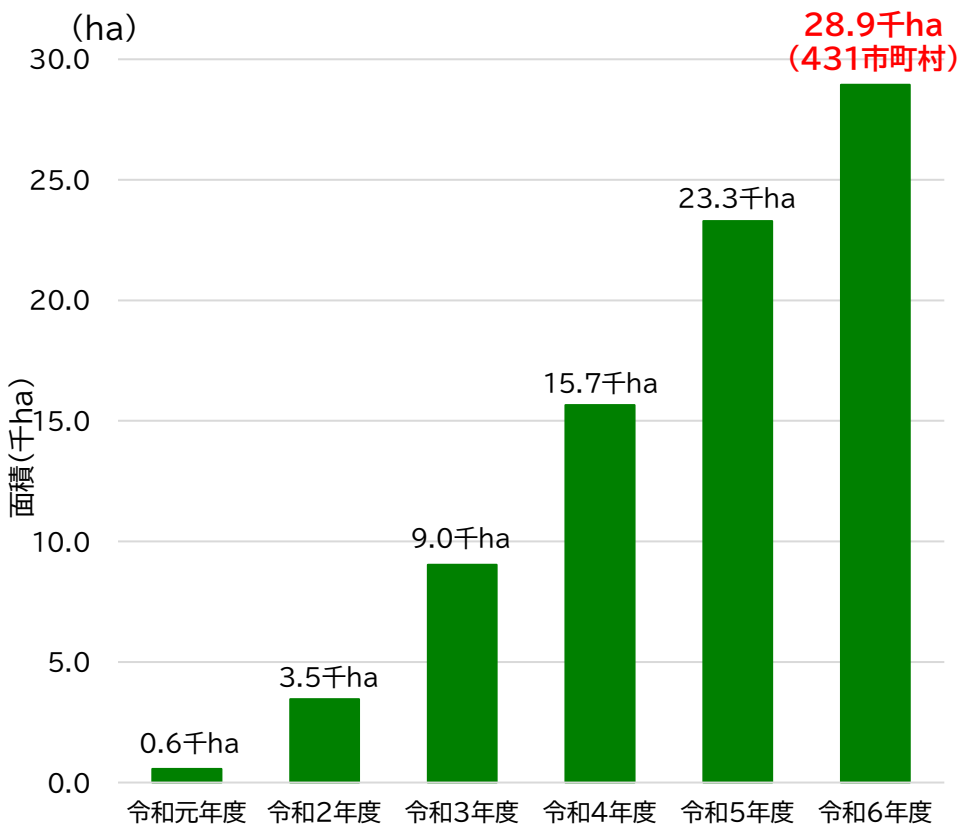


## ■ 送付された意向調査票のうち宛先不明で返送されたものの割合(R6年度)

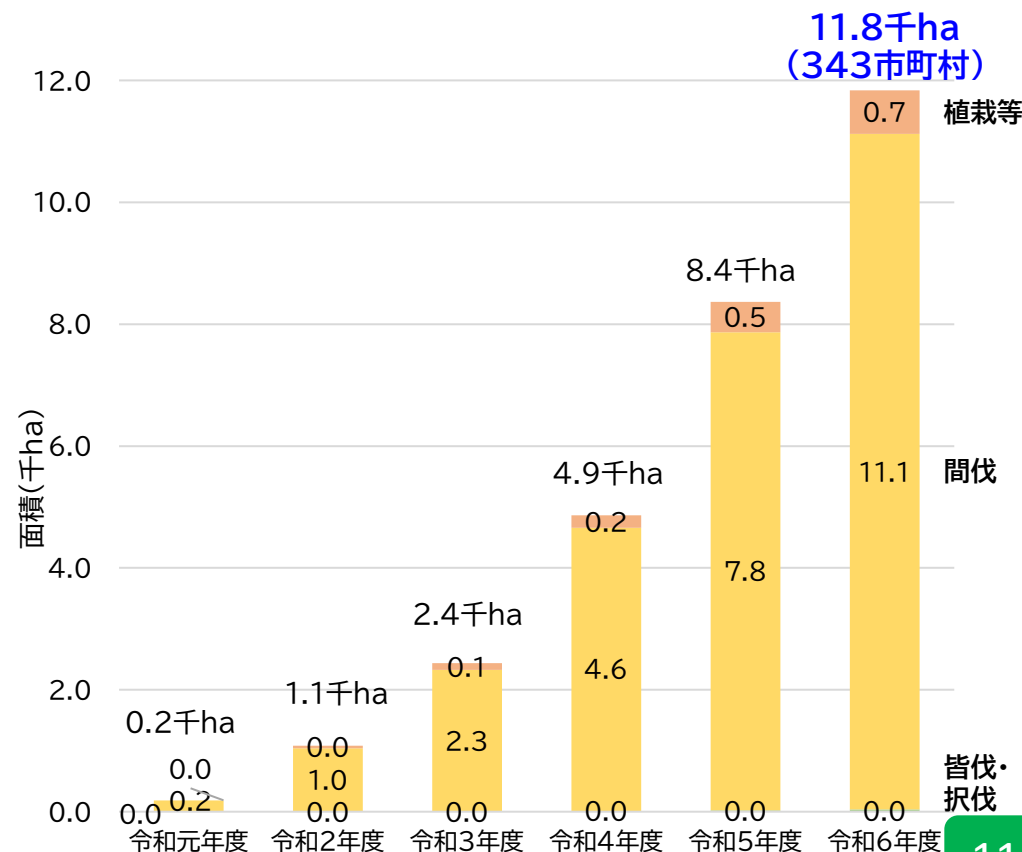
意向調査面積	宛先不明	割合
約18万ha	約1.0万 ha	5%

- 経営管理権集積計画については、令和6年度末までの累計で431市町村、約28,900haで作成。
- 令和6年度末までに、経営管理権集積計画を作成した市町村の約8割(343市町村)で、森林整備(市町村森林経営管理事業)を約11,800ha実施。施業は間伐が中心。

### ■ 集積計画の作成状況(累計)

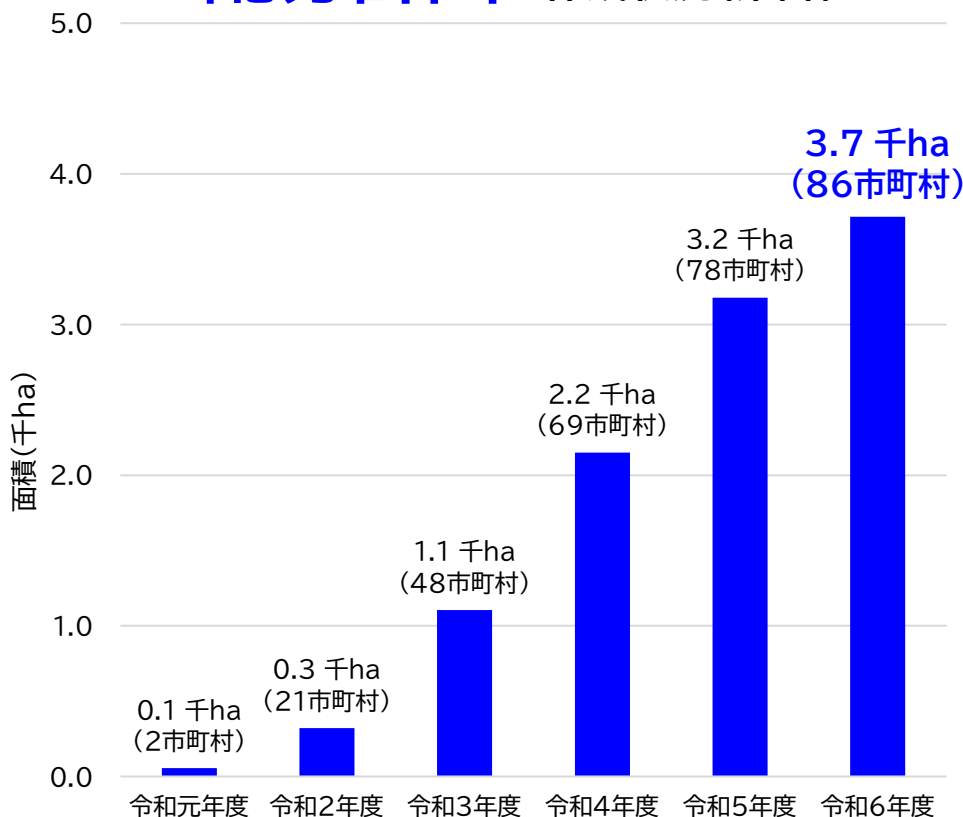


### ■ 市町村森林経営管理事業の実施状況(累計)

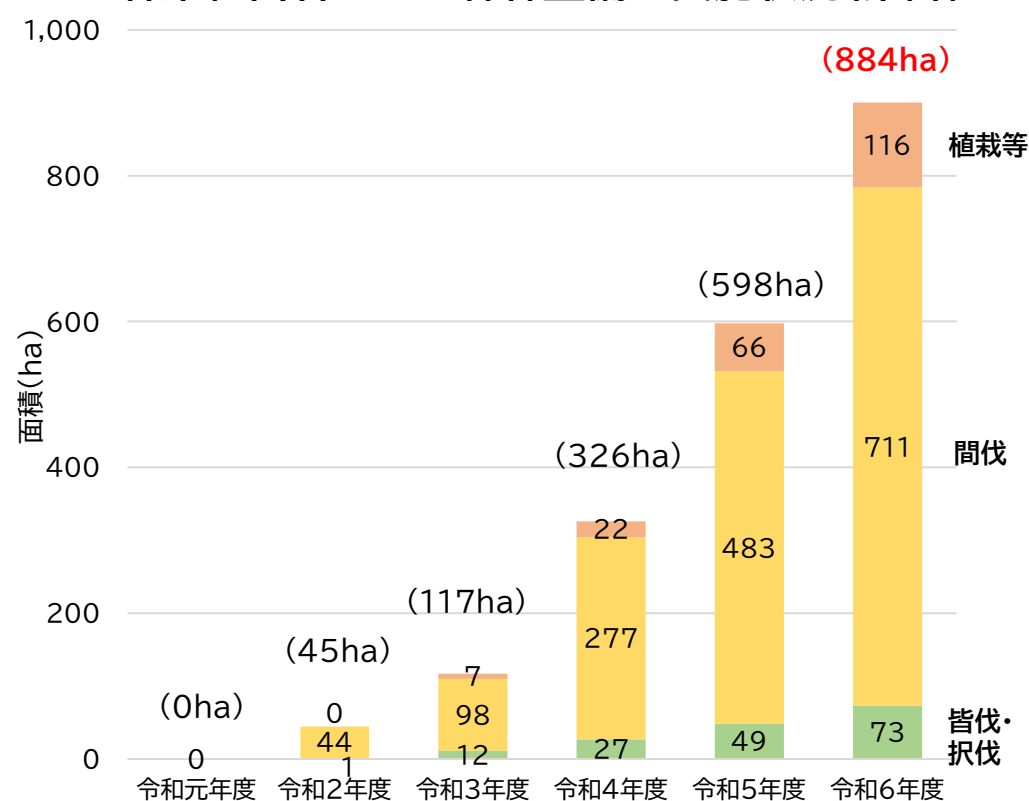


- 経営管理実施権配分計画については、令和6年度末までの累計で、86市町村、約3,700haで作成。
- 令和6年度末までに、経営管理実施権配分計画を作成した市町村の約7割(56市町)で、林業経営者による森林整備を約900ha実施。
- 林業経営者による主伐・再造林は累計21市町で実施。

### ■ 配分計画の作成状況(累計)

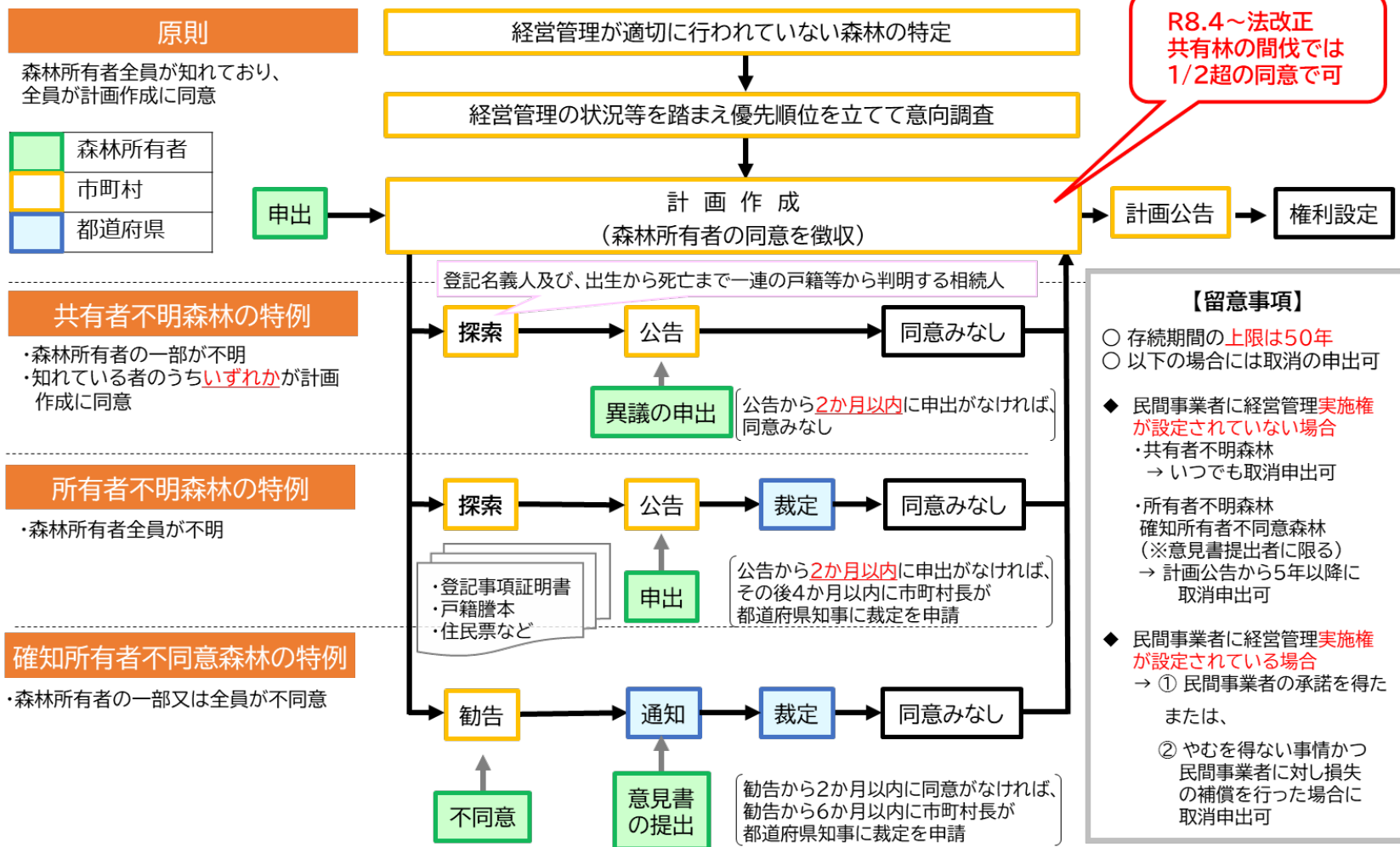


### ■ 林業経営者による森林整備の実施状況(累計)



# (7) 所有者不明森林等の特例措置の活用

- 所有者の一部又は全部が不明な場合も、探索や公告等の一定の手続を経ることで、経営管理権の設定が可能な特例を措置。
- このほか、確知されている森林所有者の一部又は全部が集積計画の作成に不同意な場合の特例（確知所有者不同意森林特例）も措置。



- 森林経営管理法に基づく**所有者不明森林等の特例措置**に関し、これまでに**173市町村**において、森林所有者の**探索を実施**。また、これまでに、**特例措置の活用(活用に向けた公告を含む)**は**13件**。
- 林野庁では、「所有者不明森林の特例措置活用のためのガイドライン」を作成・改訂し、特例活用の留意点をQ&A形式で整理するとともに、活用場面をケーススタディで紹介・公表。

### 特例措置の活用件数(手続中を含む) 13件(12市町)

- ・共有者不明森林 8件 : 鳥取県若桜町 (R3.10)、京都府綾部市 (R5.4)、北海道千歳市 (R5.7)、群馬県甘楽町 (R5.9)、長崎県波佐見町 (R5.12)、石川県白山市 (R6.12)、宮城県大崎市(R7.10)、静岡県伊豆の国市(手続中)
- ・所有者不明森林 4件 : 青森県三戸町 (R5.12)、群馬県中之条町 (R7.2)愛知県設楽町 (R7.7)、北海道苫小牧市(R7.9)
- ・確知所有者不同意森林 1件 : 京都府綾部市 (R5.4)

#### <共有者不明森林制度の取組事例>

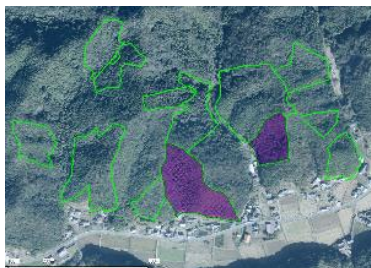
はさみちょう

○長崎県波佐見町では、令和3年度に、対象地18.29haの森林所有者に意向調査を実施。その結果、所有者全員が判明した森林14.51haについては、令和5年3月までに集積計画を作成。

○残りの3.78haの森林について、登記名義人が死亡していることが判明。相続人5名のうち、1名について所在が不明であったため、共有者不明森林の特例を活用。

○町は令和5年5月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。同年12月に、6か月以内に異議の申出がなかったため、集積計画を公告し、経営管理権を設定。

○経営管理権の設定後、令和6年3月に間伐を実施。



集積計画作成済み森林 (14.51ha)

共有者不明森林 (3.78ha)

#### <所有者不明森林制度の取組事例>

したらちょう

○愛知県設楽町では、町内にある、道の駅周辺や公道沿いの民家に隣接する森林1.98haについて、所有者が不明であったため、所有者不明森林の特例を活用。

○令和6年8月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。

○町は経営管理権を設定した後、景観の確保及び公道沿いの防災事業として、周囲の森林と合わせて、一体的に間伐等を実施する考え。

○経営管理権の存続期間は15年間とし、間伐のほか、景観維持のために、必要であれば広葉樹を植栽することとしている。

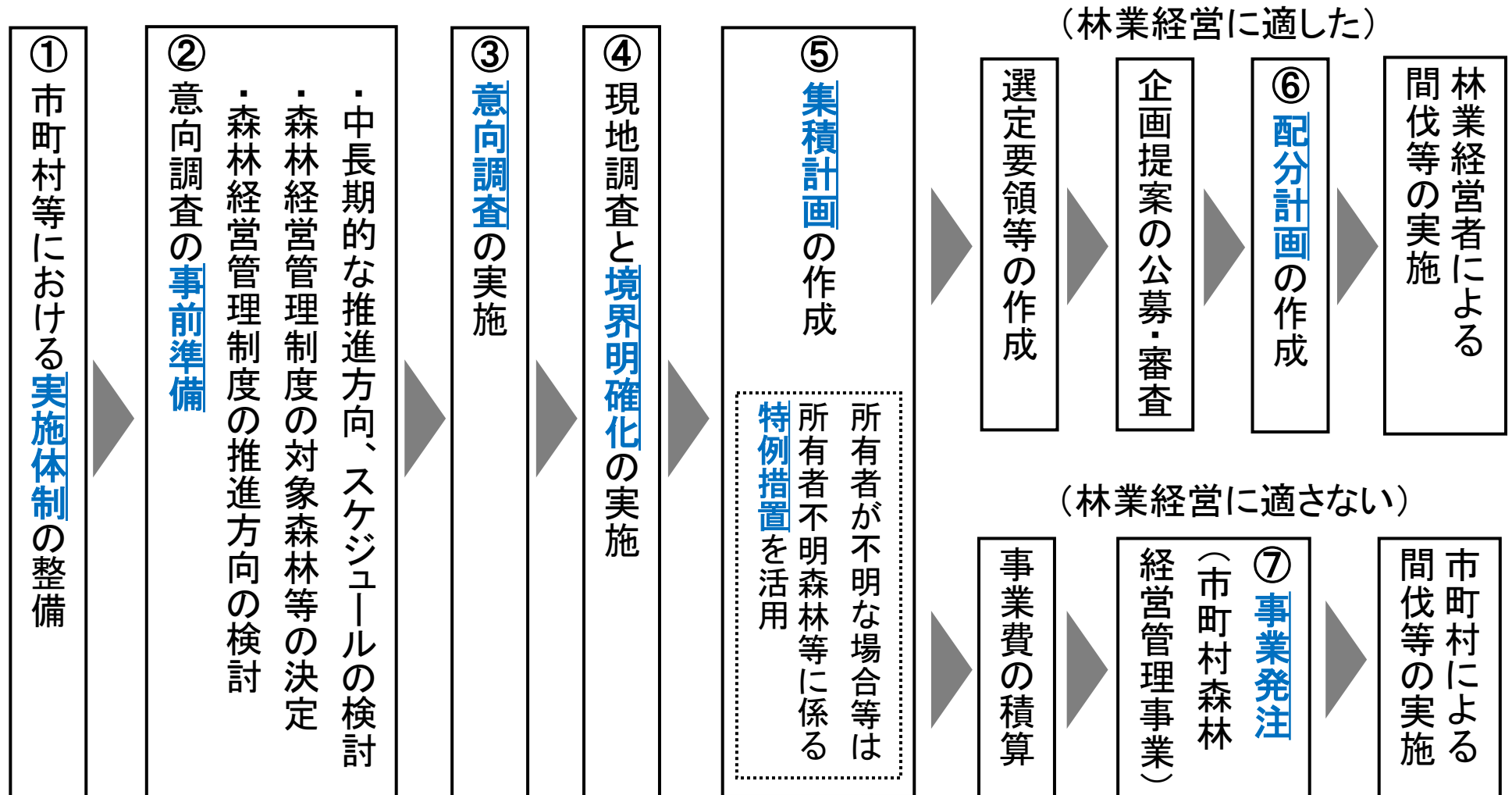


所有者不明森林 (1.98ha)

# 3.森林経営管理制度の進め方

# (1)森林経営管理制度の進め方

- 森林経営管理制度の運用に当たっては、以下の流れで取組を推進。



※番号は、次ページ以降のタイトル番号に対応。

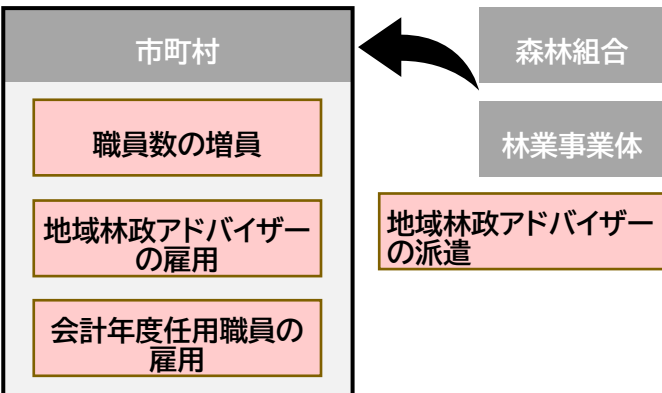
# ① 市町村等における実施体制の整備

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で約3,000人程度、専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分ではない市町村が多い。そのため、森林経営管理制度を円滑に運用していくためには、市町村の取組体制を構築することが重要。
- 具体的には、①市町村自らの体制構築や②協議会の設置による民間活力の活用、③複数市町村の連携などが考えられる。

## ① 市町村自らの体制構築

市町村による体制整備の方法は様々。自ら体制強化を図っている事例は、以下のとおり。

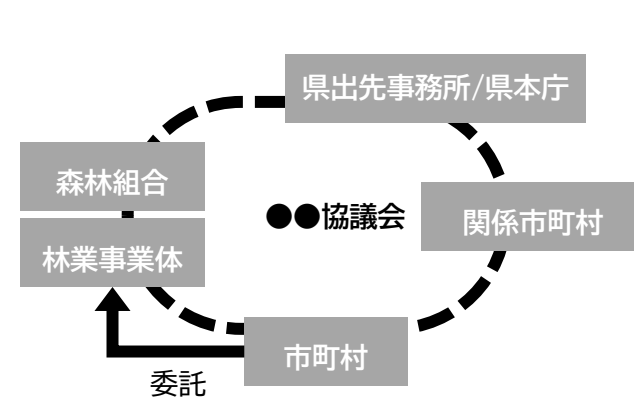
- ◆ 組織再編により新たな専属部署を設置する例
- ◆ 会計年度任用職員等の雇用も含め、林務担当職員を増員する例
- ◆ 地域林政アドバイザーを活用する例



## ② 協議会の設置による民間活力の活用

森林経営管理制度の推進母体となる新たな組織を立ち上げた事例は、以下のとおり。

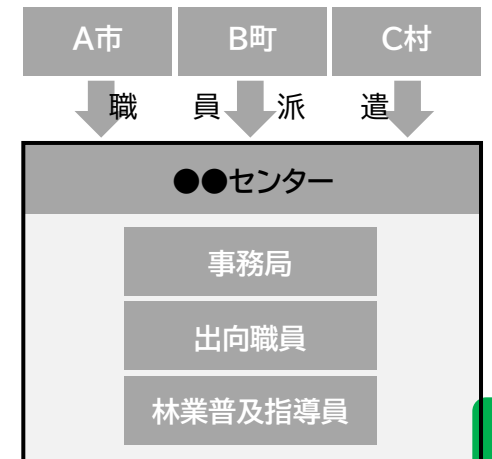
- ◆ 制度に係る業務全般の受け皿となる組織として、森林組合や林業事業体等による協議会を設立している例
- ◆ 関係者間の合意形成の場として、周辺市町村、都道府県、民間団体等と協議会を設立している例



## ③ 複数市町村の連携

周辺市町村と連携した体制構築の事例は、以下のとおり。

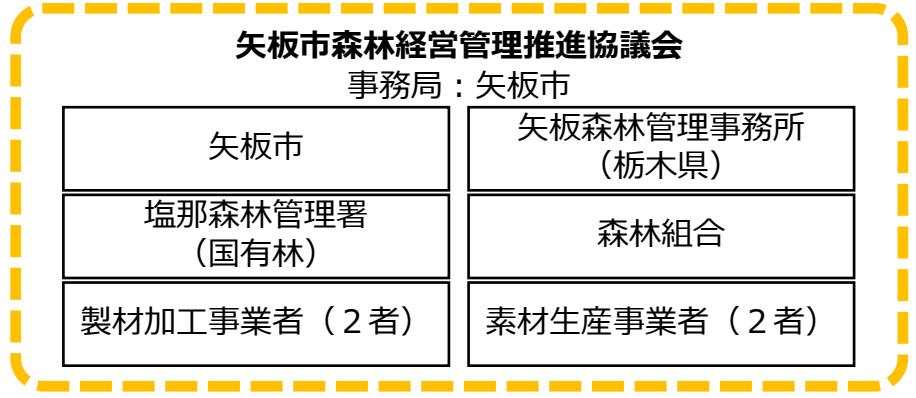
- ◆ 新たな組織を立ち上げ、各市町から職員派遣を行い、業務を一元的に管理している例
- ◆ 既存組織に新たな部署を立ち上げ、専門の職員を配置したうえで、制度の事務全般を担っている例



# ①実施体制 地域協議会による助言、現地検討会の実施 | 栃木県矢板市

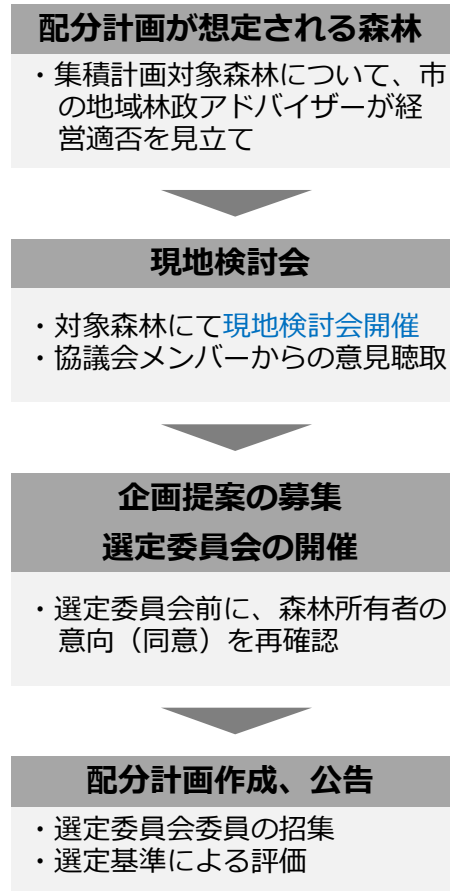
- 令和2年度に、市・林業関係団体・県・国で構成する「矢板市森林経営管理推進協議会」を設立。
- 取組の推進方策についての意見交換や、林業事業者の意向把握のための現地検討会等を実施。
- 所有者不明森林や施業未実施の森林など、森林経営計画の対象外となっている森林を対象とし、林業事業者への再委託を念頭に運用。

## 【矢板市森林経営管理推進協議会の概要】



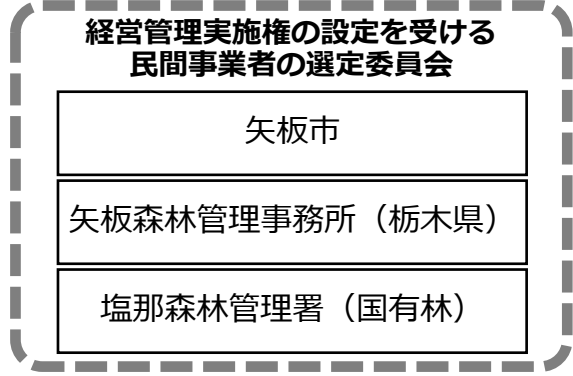
- 管内の森林の約8割で森林経営計画を作成済。
- 森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した取組の推進方策に係る意見交換、林業経営が見込まれる森林を対象にした現地検討会等の実施を通じて、管内の林業事業者の意向を把握し、着実な森林整備につなげていく考え。
- 配分計画の作成が想定される森林で現地検討会を開催し、林業事業者側から見た林業経営の適否を聞き取ることで、着実な配分計画の作成につなげている。

## 【配分計画作成までのフロー】



- 林業事業者から提出された企画提案について、選定委員会に諮る際に森林所有者の意向を再確認。
- その後の森林整備の際に、齟齬や作業の手戻りが生じないように工夫。
- 配分計画の作成にあたり、選定された林業事業者と市との間で企画提案の内容確認を含めた打合せを行うことで、より実態に即した実施権事業となるよう努めている。

## 【選定委員会の委員構成】



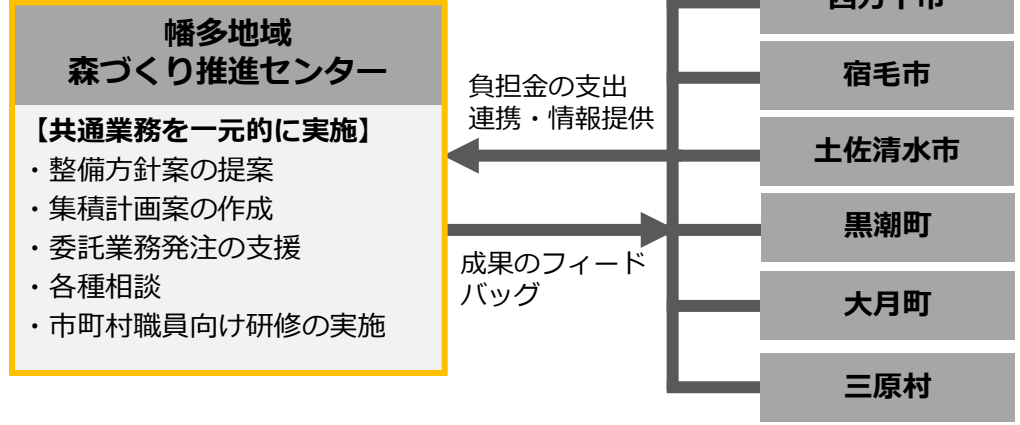
# ①実施体制 は た 複数市町村の連携 | 幡多地域森づくり推進センター

- 令和4年4月に高知県幡多地域の3市2町1村が、本制度に係る実務の統一化を目的に「一般社団法人幡多地域森づくり推進センター」を設立。
- 業務ノウハウの蓄積・共有を進めつつ、取組の考え方や基準、進め方を統一することで各市町村の業務を一元的に処理し、業務の効率化を図っている。

## 【センター設立の背景】

- 高知県幡多地域の市町村では、林業専門職員の不在、マンパワー不足、人事異動等によりノウハウが蓄積されづらい状況。
- そのような中、森林経営管理制度、森林環境譲与税の創設により、業務の効率化が課題に。
- 本制度に係る各市町村の共通業務を一元的に実施するとともに、ノウハウを蓄積し、効率的に実務へ対応できる体制を役場の外部に構築する必要性が生じていた。
- 幡多地域管内の6市町村が、譲与税を財源とし、幡多地域森づくり推進センターを設立。

## 【体制図】

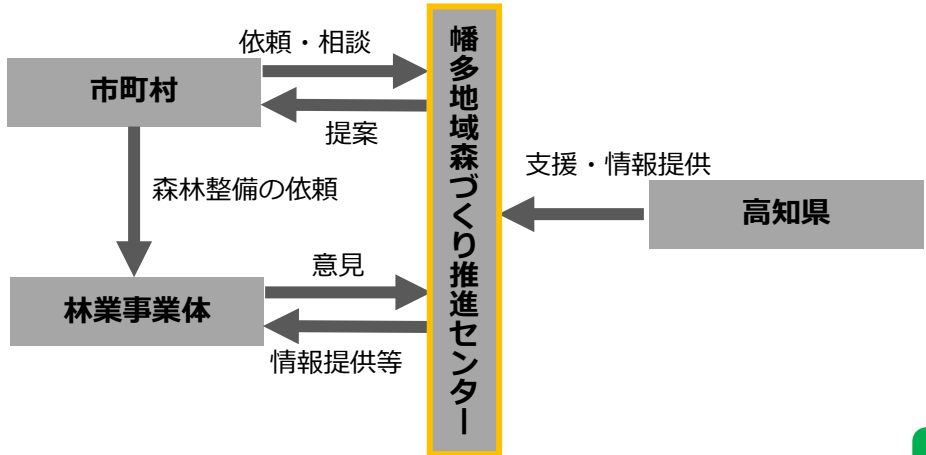


## 【センターが対応する業務】

- 整備方針案の検討、提案**
- ・ 各市町村が実施した意向調査、現地調査の結果等から施業方法等を検討し市町村にフィードバック
- 集積計画作成支援**
- ・ 集積計画の作成を支援
- 委託業務発注の支援**
- ・ 市町村が林業事業体に業務委託する際の仕様書案や設計書案等の作成支援

**➡** 取組の考え方、判断基準等を関係市町村間で統一、センターで共通業務を一元的に実施

## 【センターと関係機関との役割分担】



# ①実施体制 サポートセンターによる支援 | (一財)京都森林経営管理サポートセンター

- 京都府では、令和2年8月に、市町村の支援組織として「京都森林経営管理サポートセンター」を設立。
- 森林の測量、森林所有者の探索、意向調査、境界明確化、集積計画案の作成等、市町村の実務全般を支援。
- その他、府の市町村支援事業を受託し、市町村の担当者向けに実務に係る相談窓口対応や次年度以降の取組の企画提案、研修会の企画・開催や説明動画の作成等の多様な取組を展開。
- 令和6年度は、職員10名体制で、府内16市町村から本制度に係る業務を受託。

## 【センター設立の背景】

- 京都府内26市町村のうち、25市町村で林業の専門知識を有する職員が不在。専門的な視点から森林経営管理制度に係る施策の企画・立案を行うことが困難な状況にあった。
- また、多くの市町村の担当職員は、林政以外にも他分野の複数業務を兼務していることから、本制度に係る実務に充てる時間が十分に確保できない状況にあった。
- このため、京都府、京都府市長会、京都府町村会の協働により、本制度に係る実務全般をワンストップで担うことが可能な支援組織として京都森林経営管理サポートセンターを設立。

## 【センターの対応業務】

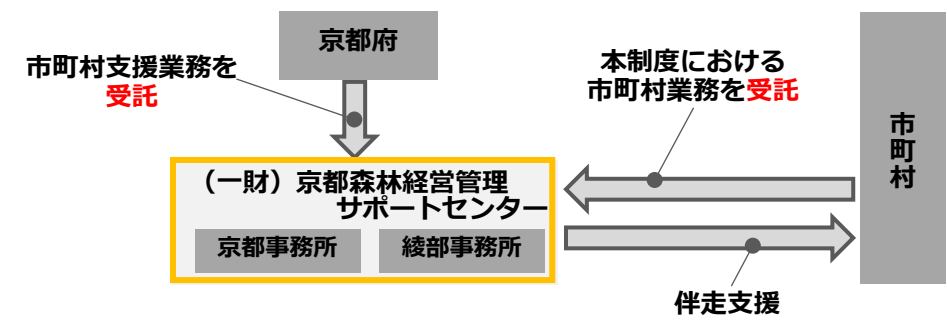
### 森林経営管理制度に係る企画提案や研修等の市町村支援業務の受託

- 専門的な知見が必要な業務について、市町村の相談に対応する窓口の設置や、市町村の取組進度に即した施策の企画・立案、森林所有者向け説明動画の作成など、府から市町村支援業務を受託し、市町村を伴走支援。
- 市町村職員を対象とした実務研修や、事例発表により、実務上のノウハウを共有。  
このほか、現地での林分調査やドローンを用いた森林計測の手法などの実習を行い、職員のスキルアップを図っている。

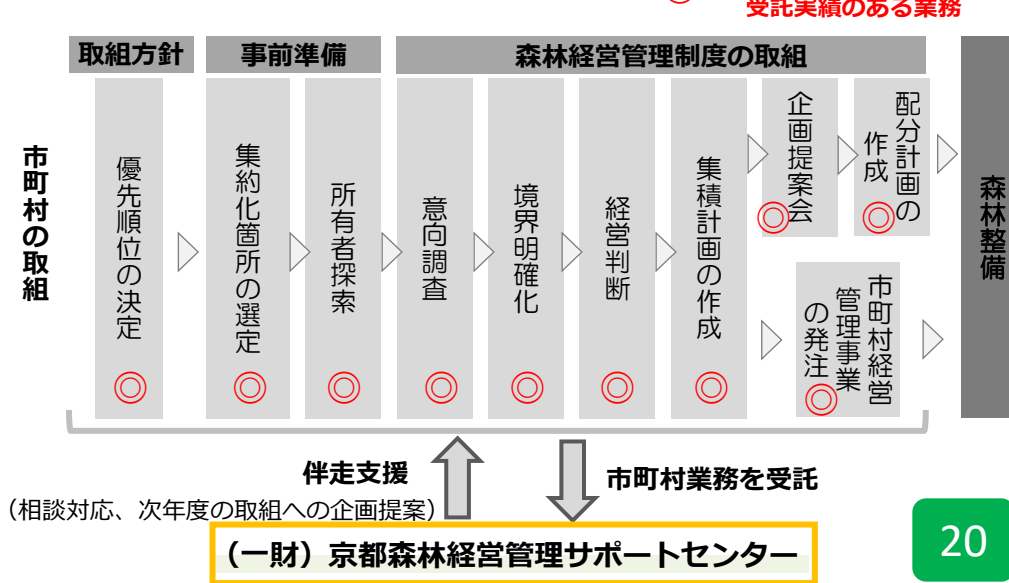
### 森林経営管理制度に係る市町村業務の受託

- 対象森林の選定、森林の測量、境界明確化、意向調査、集積計画案の作成、業務発注に係る設計・積算など、各市町村のニーズに応じて多様な業務を受託。

## 【取組の体制】



## 【市町村支援の流れ】



## ② 意向調査の事前準備

- 意向調査を実施する前段階として、森林所有者情報や森林資源情報の整理・精緻化を行うとともに、管内の森林の経営管理の状況を把握する必要。その上で、森林経営計画の有無や施業履歴の有無等により、**経営管理が行われていない可能性のある森林を抽出し、意向調査の対象森林を検討。**
- さらに、自然的条件や社会的条件をもとに、**市町村としての取組方針を定めつつ、関係者との意見交換を行いながら、意向調査の優先順位付けを行い、意向調査を計画的に実施していくことが重要。**

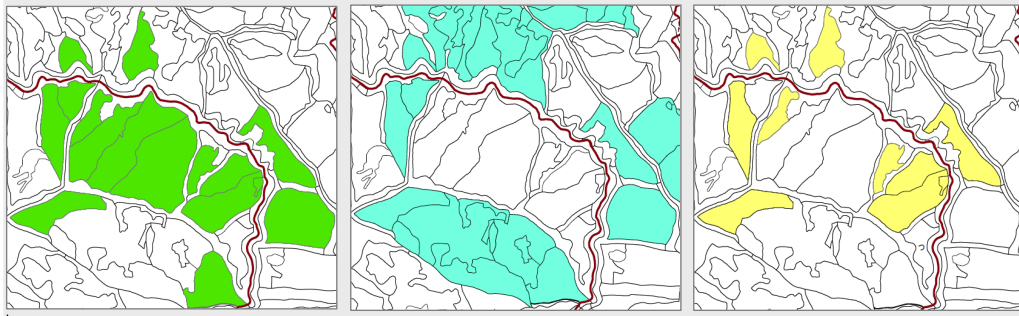
### ① 意向調査の対象森林の検討

- 下図のとおり、**意向調査の対象となり得る森林**(経営管理が行われていない可能性のある森林)を抽出。
- 各地区単位で対象となり得る森林の有無を整理。

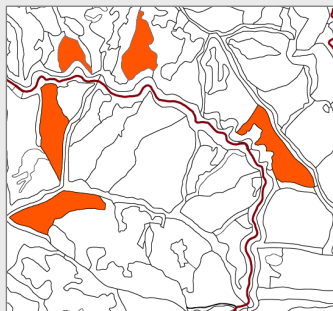
(a) 私有林の人工林

(b) 森林経営計画なし

(c) 施業履歴なし



収集した森林の種類や施業履歴等を森林計画図等へ書き込むことで、**経営管理が行われていない可能性のある森林を図面に明示**



### ② 地区ごとの取組方針の検討

- 自然的条件や社会的条件をもとに、管内の森林における林業経営の適否(又は森林整備の緊急性や必要性)を整理。
- **林業経営の適否の判断**に当たっては、**林道からの距離**(300m以上or未満)や**土地の傾斜**(30°以上or未満)を適用。

区分		土地の傾斜	
		30°未満	30°以上
林道からの距離	300m以上	(※)	林業経営に不適 (市町村が自ら管理)
	300m未満	林業経営に適 (林業経営者へ再委託)	(※)

※グレーゾーンについては、人工林の面的まとまり、森林作業道の開設状況、周辺における森林経営計画の作成状況、民家等からの距離等から判断

- 上記の考え方をもとに、①で抽出した意向調査対象森林を**市町村が自ら管理する森林と林業経営者への再委託に進める森林**に区分。

### ③ 優先順位、取組方針の決定

- ①、②の結果について、都道府県、森林総合監理士、森林組合、事業者等の関係者と意見交換を行い、**市町村としての意向調査の取組方針や優先順位の考え方を決定。**

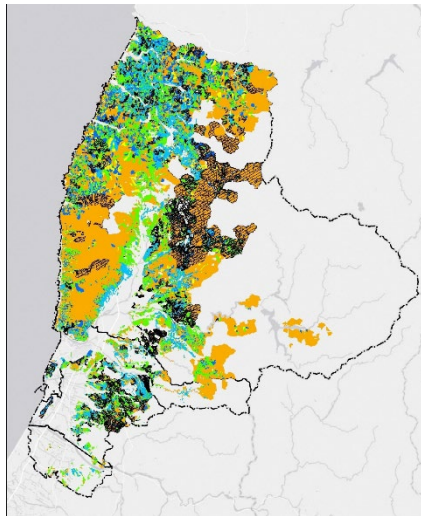
## ②事前準備

# 集積計画作成の考え方 | 新潟県村上市

- 市に委託希望と回答があった森林のうち、**林業経営に適さない森林は、原則、集積計画作成。**
- 林業経営に適さない森林のうち、**森林経営計画に隣接・近接する森林は、優先して市町村森林経営管理事業による間伐を行い、施業の効率化を図っている一方、更なる集約化の可能性を検討。**

### 【経営の適否の判断】

- 「村上市森づくり基本計画」において、**森林経営管理制度の対象とする森林の考え方や林業経営の適否の判断基準を整理。**
- 林業経営の適否の判断は、①**傾斜**、②**林地生産力**、③**基幹路網からの距離の基準をもとに整理。**



【生産林】		【保全林】	
森林経営計画樹立済み森林	それ以外の人工林	天然林	
林業経営に適した人工林(重点地域)			
林業経営に適した人工林			

項目	幹旋				集積計画	
	林業経営に適した森林				林業経営に適さない森林	
	重点地域		重点地域以外			
傾斜区分	25度未満		25度以上35度未満		35度以上	
地利	地利1、2		地利3以上	地利1	地利2以上	－
地位	地位1、2	地位3以上	－	－	－	－
面積(ha)	4,130	4,117	513	3,437	1,866	4,493
		8,067			6,359	

※1: 地位とは、林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。地位1が最も生産力が高く、地位5が最も生産力が低い。

※2: 地利とは、木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易度等、経済的位置の有利不利の度合いを示すもの。地利1(500m未満)、地利2(500～1,000m未満)、地利3(1,000～2,000m未満)、地利4(2,000～3,000m未満)、地利5(3,000m以上)。

### 【集積計画作成の取組における現在の状況】

- これまでの意向調査で市に委託と回答があった森林の約2/3は林業経営に適さない森林。
- 林業経営に適さない森林のうち、森林経営計画に隣接・近接する森林は、優先して市町村森林経営管理事業による間伐を行い、施業の効率化を図っている。
- 一方、集積計画作成し、市町村森林経営管理事業を発注しても、林業事業者のマンパワー不足で、受注されないケースがあったことから、令和5年度から意向調査を一時中断し、既に実施済の意向調査をもとに、集約化の可能性を検討。

※森林整備につなげられていない所有者へは、森林整備着手までしばらく時間をいただく旨を記載した文書を送付。

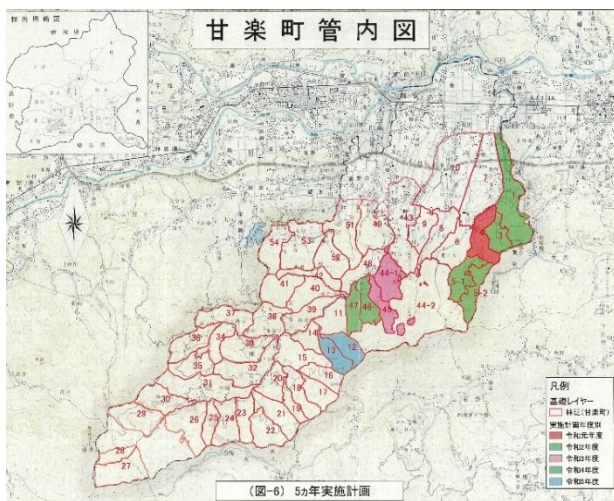
## ②事前準備

# 経営管理制度の取組方針 | 群馬県甘楽町

- 甘楽町では、町域の民有林の約50%を占める私有人工林のうち、**森林経営計画が未作成の森林を対象に**、各年度の森林環境譲与税の配分額に応じて**意向調査を実施**。
- 意向調査は、対象林班を共通項目により**順位付け**し、当初の5年間はノウハウの蓄積、6～10年目は意向調査が比較的容易な森林、11年目以降は難易度の高い森林を対象にするといった**段階的な意向調査**を計画。
- また、本制度の取組に係り、**林業経営の適否の判断基準を設定**。採算林等は林業事業体への再委託（配分計画の作成等）につなげ、**不採算林**と判断される森林については、**県の独自事業等による森林整備**を実施する方針。

### 【意向調査実施箇所の選定】

- 対象森林は林班単位とし、各林班を共通項目（森林整備の必要性、林業経営の適否を指標とした項目）により、プラス要因、マイナス要因ごとに**点数化して査定**。
- 査定結果を踏まえて、意向調査の対象林班を順位付けし、**向こう5か年の対象林班を設定**。
- 災害リスクが想定される森林は優先順位を上げ、保安林森林整備事業や県税事業での整備が可能な森林は優先順位を下げた。



#### 意向調査の対象森林（令和元～5年度）

地籍調査完了済で、町独自の査定結果で評価が高い森林を対象森林として設定

### 【甘楽町森林経営管理制度実施事業計画】

- 町では、森林経営管理制度実施事業計画を策定し、同計画に記載した林業経営の適否の判断基準に基づいて、意向調査後の森林整備につなげている。

#### 3 森林経営管理権集積計画の策定

##### (1) 採算林の判断基準

※採算林に該当する森林で、意向調査で委託希望と回答があった森林は、林業事業体への再委託につなげる。

- ①甘楽町森林整備計画で定めた標準伐期齢を超えていること。
- ②林道等、大型トラックが走行可能な道路から300mの範囲にある人工林で、全体面積のおよそ30%以上がこの範囲に含まれていること。
- ③気象害などによって林冠が大きく荒廃していないこと。また、立木密度が著しく疎でないこと。
- ④人家や構造物に隣接しており、伐採が困難な森林でないこと。

##### (2) 准採算林の判断基準

※准採算林は、必要に応じて林業事業体への再委託につなげていく方針  
採算林の対象外の森林かつ、以下条件に適合する森林

- ①林道等の開設予定がある森林
- ②林内に幅員2m以上の作業道があり、全体面積のおおむね30%以上がこの作業道によって集材可能な森林
- ③採算林と一体的に整備することで、効率的な施業が見込める森林

##### (3) 不採算林の判断基準

※「経営管理権」の設定は行わない。

- ・林道整備が進まない急傾斜地等、森林経営が困難な人工林。
- ・不採算林のうち、保安林整備事業や群馬県が行う「ぐんま緑の県民基金事業」で整備可能な森林は、当該事業による森林整備につなげていく方針。

# ③ 意向調査の実施

- 意向調査では、①集積計画対象森林についての**経営管理の現況**、②集積計画対象森林についての**経営管理の見通し**、③その他参考となるべき事項について、森林所有者の意向を把握。
- 意向調査の結果は、集積計画の作成検討に当たっての重要な情報となるため、調査の趣旨と内容を十分に理解した上で森林所有者に回答してもらうことが重要。このため、都道府県の出先機関や森林施業プランナー、自治会関係者等と連携しながら、集落座談会の開催や市町村の広報等を活用した制度の周知などを行うことが望ましい。

- 集積計画を作成するためには、森林経営管理法に基づく「意向調査」を実施する必要。
- 森林経営管理法に基づく「意向調査」と位置付けるためには、意向調査票に以下の3点が含まれている必要。

- 3点の内容が含まれていれば、調査票に記載する質問の数や具体的な内容は、様々に工夫することが可能です。
- 模範例を参考としつつ、地域の実情に応じた内容としてください。

## 意向調査票 (施行規則第3条を参照)

### 1 集積計画対象森林についての経営管理の現況

- ・現在の管理や手入れの状況
- ・過去に行った管理や手入れの状況(施業履歴の有無) など

### 2 集積計画対象森林についての経営管理の見通し

- ・自ら経営管理するか、経営管理を委託したいか
- ・事業体への受委託契約を望むか、森林経営管理制度を望むか
- ・どのような経営管理を望むか など

### 3 その他参考となるべき事項

- ・山林の所有状況(相続の発生、売買の有無等)
- ・森林の場所、境界の把握有無 など

## 意向調査票 (施行規則第3条を参照)

### 1 集積計画対象森林についての経営管理の現況

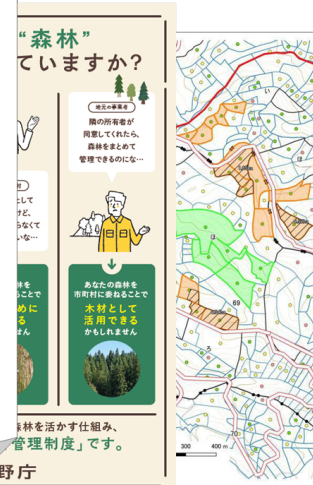
- ・現在の管理や手入れの状況
- ・過去に行った管理や手入れの状況(施業履歴の有無の確認) など

### 2 集積計画対象森林についての経営管理の見通し

- ・自ら経営管理するか、経営管理を委託したいか
- ・事業体への受委託契約を望むか、森林経営管理制度を望むか
- ・どのような経営管理を望むか など

### 3 その他参考となるべき事項

- ・森林の所有者かどうか
- ・ほかに所有者がいるかどうか(相続の発生、売買の有無等)
- ・森林の場所、境界の把握有無 など



〈意向調査時に送付する資料のイメージ〉

- 意向調査実施後は、調査の結果、把握した**所有者情報等を林地台帳に反映**し、情報基盤を整えておくことも重要。

# ③意向調査 5年で市内全域の意向を調査 | 三重県津市

- 津市では、本制度開始時に市内の複数地区で開催した説明会において、**早期の森林整備を求める声**が多数寄せられたことから、**市全域を対象**とした意向調査に着手。私有林から、森林経営計画（属人）を作成済の森林を除いた森林約3万8千haを意向調査の対象とし、概ね**5年間で実施**。
- 今後は、境界明確化と森林整備に注力していく考え。

## 【背景】

- 本制度開始時に市内の複数地区で開催した説明会において、早期の森林整備を求める声が多数。
- 早急な森林整備の実施のため、市内全域を対象に、対象森林の選定や調査の手法を簡素化・効率化し、**概ね5年間で意向調査を実施**することとした。

## 【意向調査の作業フロー】

### 事前準備

- 【対象森林】
  - ・ 私有林、地目が「山林」「保安林」のものを対象
- 【所有者情報の更新】
  - ・ 林地台帳を登記情報で更新し、その後、固定資産課税台帳情報を加え、所有者情報を更新

### 説明会・相談会の開催

- ・ 地区別に説明会・相談会を実施
- ・ 意向調査票に**説明会・相談会の案内文書を同封**（意向調査票は森林所有者へ郵送）
- ・ 意向調査票には、返信用封筒も同封しているが、**説明会の席上でも意向調査票を回収**（所有者に郵送）



説明会の様子

### 所有者探索、再送付

- ・ 意向調査票送付の結果、宛先不明の場合は市の会計年度任用職員（法務局OB）が住民票、戸籍をもとに所有者を探索。
- ・ 宛先が判明した所有者には意向調査票を再送付
- ・ 回答がなかった所有者には、ハガキで回答を督促

## 【意向調査の取組実績】

- 市内の私有林から森林経営計画（属人）作成済を除いた森林約3万8千haを対象として、合併前の旧市町村単位（9地区）に区分して意向調査を行った。概ね5年間で実施。
- **集計作業効率化**のため、複数回に分けて意向調査票を**段階的に発送**。回答の**入力作業の平準化**に努めた。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	3,098人	5,011人	4,601人	9,391人
回答があったもののうち、委託希望の割合	56%	69%	73%	70%

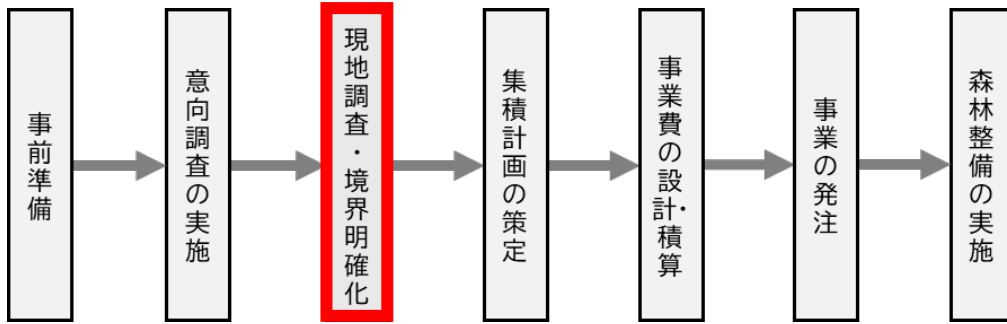
## 【今後の展望】

- 所有者探索の結果、宛先が判明した方へ意向調査票を送り、意向調査の回答率を上げる。
- 市内全域の**意向調査実施後は境界明確化と森林整備に注力**する。
- 地籍調査の進捗率が市の全域で5%と低調であることから、境界明確化のためには、ほぼ全ての箇所で行って、測量を実施していく。

# ④ 現地調査と境界明確化の実施

- 森林所有者から経営管理の委託を受けるにあたっては、森林整備の必要性や具体的な経営管理の内容を判断するため、現地確認や立木調査等の現地調査を実施。現地調査の結果をもとに、事業費の積算や収支計算を行い、対象森林の林業経営の適否を判断。
- さらに、森林整備を実施する場合、森林の境界について、所有者間で合意形成を図っておくことが必要。特に、地籍調査が未実施の地域においては、経営管理権を設定する森林の範囲を明確にするためにも、境界明確化の取組が重要。

## 【現地調査等の取組の流れ】



※上記のほか、「意向調査実施前」や「集積計画作成後～事業発注前」に実施するパターンもある。

## 現地調査

- 現地調査を実施するにあたっては、森林の現況(ha当たりの本数、直径、樹高など)や林道からの距離などを調査し、森林整備の必要性や林業経営の適否を判断。
- 調査結果から、森林整備の事業費の積算を行い、収支計算の結果から再委託の可否を判断。
- さらに、所有者説明にも活用できるよう、森林の現況と今度の経営管理の方針を定めた「施業プラン書」などの作成も検討。

## 境界明確化

- 森林の経営管理の委託を受けるにあたっては、森林の境界について所有者間で合意形成を図っておくことが必要。
- ただし、筆界の特定までを林務部局において実施する必要はない。現地立会を求めたり、現地立会が困難である場合は、図面上での合意形成を図るなど、何らかの方法により、合意形成の履歴を担保。

例) 空中写真、現地写真、図面、同意書を所有者に郵送し、異存がなければ、所有者が署名押印等の上、返信してもらう など

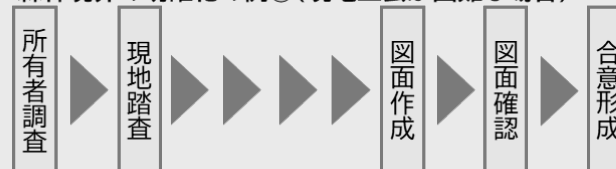
### □ 森林境界の明確化の例①(基本的な流れ)



所有者調査  
森林簿、登記簿、地元精通者への聞き取り等により調査

現地踏査  
境界の手がかり等を調べつつ、確認

### □ 森林境界の明確化の例②(現地立会が困難な場合)



境界立会/境界測量  
関係者立会の下、境界を決め、杭を打ち、GPS機器等で測量

図面作成  
測量の結果を図面に反映

図面確認  
集会所等での確認

# ④境界明確化 リモートセンシングデータを活用した境界の明確化 | 福井県福井市

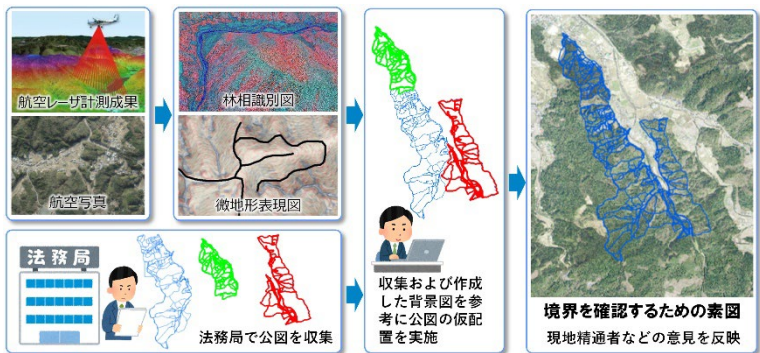
- 福井市は、リモートセンシングデータを基に作成した「森林境界推計図（素図）」により、**集会所等の机上**で、所有者が同図の確認を行い、同意を取得（**所有者の現地立会を省略**）。
- **戸籍・税務に精通した市職員**を林地台帳の事務担当に選任することにより、台帳情報の正確性を確保し、円滑な情報更新を実施。

## 【森林所有者の特定】

- 林地台帳の更新事務に、**戸籍・住民基本台帳や税務事務を担当した職員**を担当者として選任。
- その結果、所有者の特定に要する時間が、**平成30年度比で7割短縮**するとともに、意向調査の**送付達成率100%**を実現。

## 【森林境界推計図の作成手順】

- ①公図を基本に、空中写真、微地形表現図、林相識別図、樹高分布図などの資料を活用して、公図上の森林の配置・境界を編集し、「**森林境界推計図（素図）**」を作成。
- ②森林境界推計図（素図）を**集会所などで**、現地精通者や土地所有者に提示し、**3D画像も利用**した上で、**より詳細な情報の聞き取り調査**を実施。
- ③聞き取った境界目標物の位置情報（GNSSによる位置座標）の取得や、境界確認に有効な風景や地物等の撮影を現地で実施。
- ④現地調査の結果を基に、森林境界推計図（素図）を修正。
- ⑤修正後の森林境界推計図（素図）を森林所有者に**再度提示**し、同意を取得した上で、「森林境界推計図」を完成。



森林境界推計図(素図)の作成

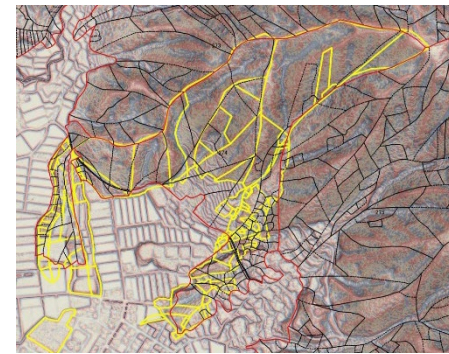


森林情報の聞き取り調査



森林情報の聞き取り調査(現地調査)

## 【境界明確化事業で作成した境界推計図】



森林境界推計図(黄線)・森林計画図(黒線)  
※森林境界推計図を森林計画図の林班ごとに  
見比べられるようレイヤ管理

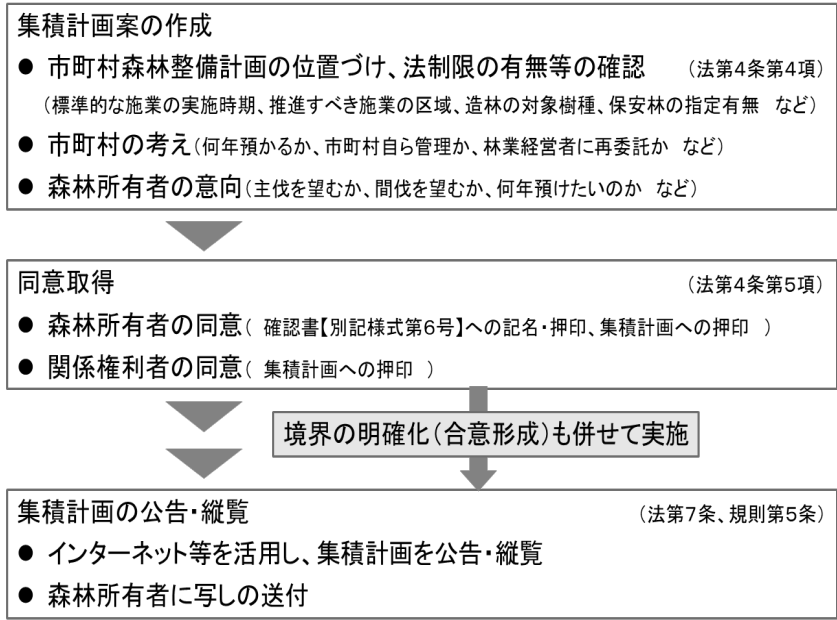
## 【境界明確化の実績】

- 令和3年度に、市内の森林315haを対象に、意向調査と森林境界推計図の作成を実施。作成期間は約11ヶ月。
- 森林境界推計図の**同意取得率**は、面積で96%、人数で70%。

# ⑤ 集積計画の作成

- 市町村は、意向調査において、森林所有者が市町村に経営管理権を設定することを希望した森林や森林所有者から経営管理権の設定の申出があった森林について、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合は、集積計画を作成。
- 集積計画は、原則として、関係権利者全員の同意が得られている必要。
- 同意を得た後、集積計画を定めた旨を公告することで、市町村に経営管理権が設定。

## 【集積計画作成の流れ】



- 集積計画は、森林所有者ごとに作成(共有林において、共有者の構成や持分の割合が一部でも異なれば、それぞれ集積計画を作成)。
- 集積計画には、次の事項を定める。

### 集積計画の記載事項 (法第4条、規則第2条)

- ①森林の所在、地番、地目、面積
- ②森林所有者の氏名又は名称、住所
- ③経営管理権の始期、存続期間
- ④経営管理の内容
- ⑤金銭の算定方法、支払時期、相手方、方法
- ⑥経営管理権に係る法律関係

- 集積計画を定めるにあたっては、関係権利者全員の同意が得られている必要があるため、森林所有者から得た情報及び登記簿情報より関係権利者の把握を行う。
- 集積計画は行政計画であり、公告することによって権利が設定。市町村は、インターネットの利用、その他の適切な方法により公告を実施。

## ⑤ 集積計画の作成

- 経営管理権の設定を受けた市町村が、安定的に森林の経営管理を行うことができるよう、経営管理権は、公告の後において、経営管理権が設定されている森林の森林所有者となった者に対しても、その効力がある(承継効)。

### ■ 森林経営管理法

#### 第七条

#### 1・2 (略)

- 3 前項の規定により設定された経営管理権は、第一項の規定による公告の後において当該経営管理権に係る森林の森林所有者となった者(国その他の農林水産省令で定める者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

承継効から除外される場合

- ・国が森林所有者となった場合
- ・公告の時点で既に設定されていた担保権の実行により、公告後に森林所有者となった者など

# ⑤集積計画 集積計画に基づく間伐等の実施 | 和歌山県有田川町

- 有田川町では、「有田川町森林経営管理権集積計画策定方針」にて、**独自に集積計画の作成要件等を整理**。
- 本方針に基づいて**集積計画を作成した森林のうち、森林経営計画の作成が見込めない森林**について、**市町村森林経営管理事業により森林整備**。
- 要件に合致せず、**集積計画を作成できなかった森林**については、**町独自の補助事業**で対応。

## 【有田川町森林経営管理権集積計画策定方針】（抜粋）

### 【集積計画策定地の選定要件】

- ① 経営計画策定が期待できる山林
- ② 既存の経営計画と一体的な施業が期待できる山林
- ③ 和歌山県が作成する土砂災害マップにおける土砂災害の危険がある箇所付近の山林
- ④ 災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住宅被害の可能性のある山林
- ⑤ 災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住民が日常的に往来する道路を寸断する可能性がある山林
- ⑥ 緊急に施業が必要とされる山林
- ⑦ 概ね3ヘクタール程度の施業の集約化が見込める山林
- ⑧ 町長が特に認める山林

### 【集積計画の基本条件】

- 存続期間は10年（施業で主伐を含む場合は15年）を基本。状況に応じて存続期間・内容は変更可能。

### 【集積計画を策定した森林における整備の方向性】

- 自然条件が良く経済的に成り立つと見込まれる山林（主として選定要件①、②に該当する山林）は、経営計画の策定を検討。
- 自然条件が悪く今後とも経済的に成り立たない森林においては、市町村森林経営管理事業（間伐等）を実施。

## 【集積計画に基づく間伐等の実施】

- 令和5年度までに、**集積計画を作成したうちの約154haの森林で、市町村森林経営管理事業により切捨間伐等を実施**。
- 事業の実施にあたって、**現地調査、設計・積算は町の直営**で実施。
- 直営で実施することにより、**監督員である町職員が現地の状況を詳細に把握でき、適切な事業の設計・積算につながっている**。



集積計画に基づく間伐実施後の森林

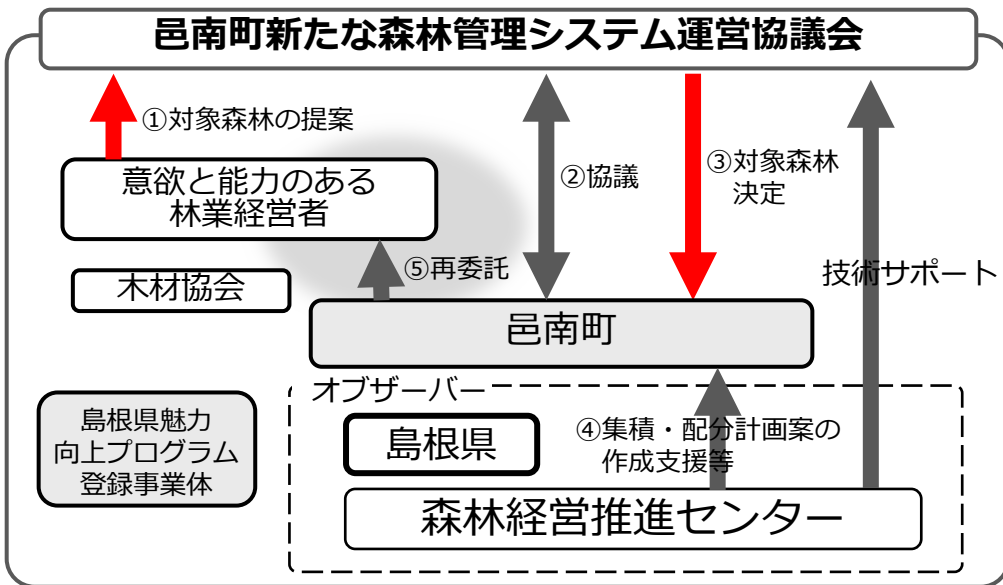
## 【集積計画を作成しなかった森林への対応】

- 集積計画作成地の選定要件に合致しなかったなど、集積計画を作成しなかった森林については、**町独自の補助事業**で支援。
- 森林経営管理制度、森林経営計画、町独自事業を使い分け、**町内の森林整備を推進していく方針**。

# ⑤集積計画 集積計画の対象森林(林業事業者からの提案) | 島根県邑南町

- 邑南町は、事業者からの提案を受けて、「邑南町新たな森林管理システム運営協議会」で本制度の対象森林を選定。
- 意向調査の結果、町に委託を希望しない森林所有者にも、路網の作設などの協力依頼をすることで、施業集約化及び配分計画の作成につなげている。
- 林業事業者では対応が難しい小規模・多人数所有の森林整備に本制度を活用することで未整備森林の解消を図る。

## 【森林経営管理制度の実施体制】



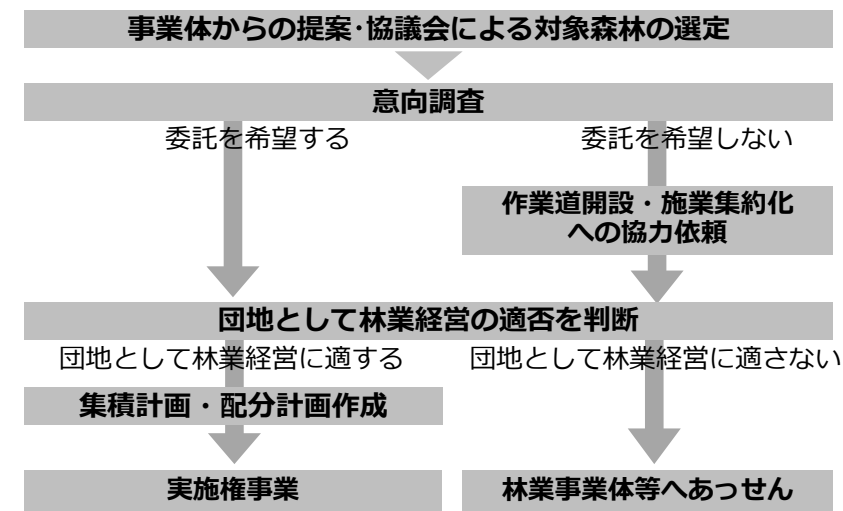
## 【確実な再委託に向けた対象地の選定】

邑南町新たな森林管理システム運営協議会では、林業事業者からの提案を踏まえて、以下の視点から対象森林を抽出

- ①地籍調査実施済みで境界が明確
- ②人工林率が高い（70%以上）
- ③林道等とのアクセスが容易で今後の路網整備が可能
- ④配分計画の作成まで見込める

## 【取組の概要】

- 意向調査の結果、町に委託を希望しない森林所有者にも、路網の作設などの協力を依頼。
- 施業集約化及び配分計画の作成につなげている。



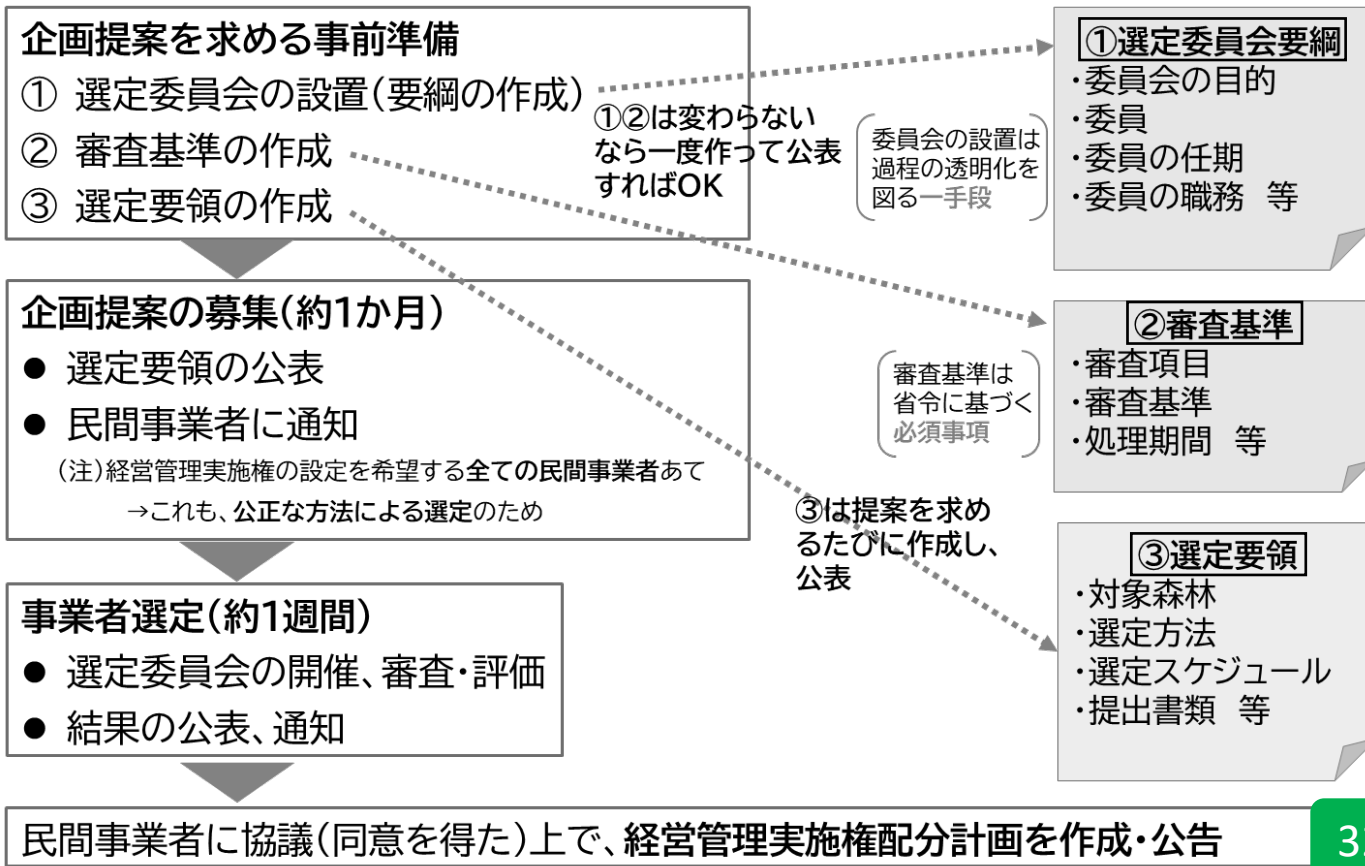
## 【森林経営管理制度の運用における町の考え方】

- 林業事業者への再委託を念頭に置く。
- 団地として森林経営ができない場合は林業事業者等にあつせん。
- 意向調査の結果、自己管理を希望した森林所有者にも、路網の作設など、施業集約化への協力を依頼。
- これまで林業事業者による対応が困難であった小規模・多人数所有の森林を本制度の対象として町が森林を集積することで未整備森林の解消を図る。

# ⑥ 配分計画の作成

- 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者への再委託を行う(民間事業者に経営管理実施権を設定する)場合に、配分計画を作成。
- 配分計画の作成にあたっては、都道府県が公表した民間事業者の中から、市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定。選定した民間事業者から配分計画への同意を得た後、同計画を定めた旨を公告することで、民間事業者に経営管理実施権が設定される。

## 【配分計画作成の流れ】



● 配分計画を定める場合には、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を都道府県が公表している民間事業者から、公正な方法により選定するとともに、選定の過程の透明化を図るように努める必要がある(法第36条第3項及び第4項)。

● なお、経営管理実施権は、経営管理権の範囲内で設定するため、企画提案書を審査するにあたっては、企画提案の内容が集積計画の内容を踏まえたものであるかについて留意が必要。

● 経営管理実施権の設定を受けた林業経営者は、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない(法第38条)。

# ⑥配分計画 配分計画に基づく主伐・再造林の実施 | 群馬県中之条町

- 中之条町では、**林業事業体への再委託を念頭に**森林経営管理制度を活用。
- **配分計画の作成が見込める上限に合わせた意向調査面積**の設定、外部委託を活用した**回答率の向上**、**現地説明会の開催**、**独自の審査基準設定等**の取組により、着実な再委託へつなげている。
- このうち令和3年度に配分計画を作成した山田地区(23ha)において、間伐、主伐・再造林を開始。

## 【配分計画の作成につなげる工夫】

- **意向調査未回答者や不明森林所有者への対応**を用地取得や地権者対応等の経験豊富な**民間企業へ外部委託**。**90%以上の回答率**を得ることにより、対象森林の集約化に寄与。
- **企画提案に先立って**、**林業事業体向けの現地説明会**を実施することで、森林の状況を踏まえた配分計画の作成につなげている。
- 企画提案書の審査において、**経営管理実施権の希望面積が多ければ評価点が加点**されるよう独自の審査基準を設定。より施業の集約化を図る企画提案書が選定されやすいよう工夫している。

## 【配分計画を起点とした森林整備の促進】

- 町が配分計画を作成し、地元の林業事業体に再委託したことにより、森林経営計画の面積が拡大され、同地区の森林整備が促進。
- 計画期間は20年間。計画期間内に、間伐、主伐・再造林など森林の現況に合わせた施業を計画。経費は企画提案書提出時の見積額とし、利益は実際に得られた収益の額とした。

経営計画 291.75ha

配R3-1	23.18ha	配R4-1	29.84ha
-------	---------	-------	---------

## 【事業地の概要】



<主伐・間伐実施箇所>



<植栽後の状況>

## 【配分計画R3-1号・収支内訳（令和6年10月現在）】

### ①経費：4,054万円（291万円/ha）

うち伐採・販売などの経費：3,867万円（278万円/ha）

再造林経費（預かり金）：186万円（13万円/ha）

→地拵え、植栽（2,500本/ha）、下刈り、鳥獣害対策など

### ②収入：3,946万円（4,947m<sup>3</sup>×7,976円/m<sup>3</sup>）

### ③補助金：380万円（※造林補助金を活用）

### ④（②＋③－①）収益（所有者還元額）：272万円（19.5万円/ha）

※R6.10伐採完了山林…13.9ha（間伐7.16ha・皆伐6.74ha）

# ⑥配分計画

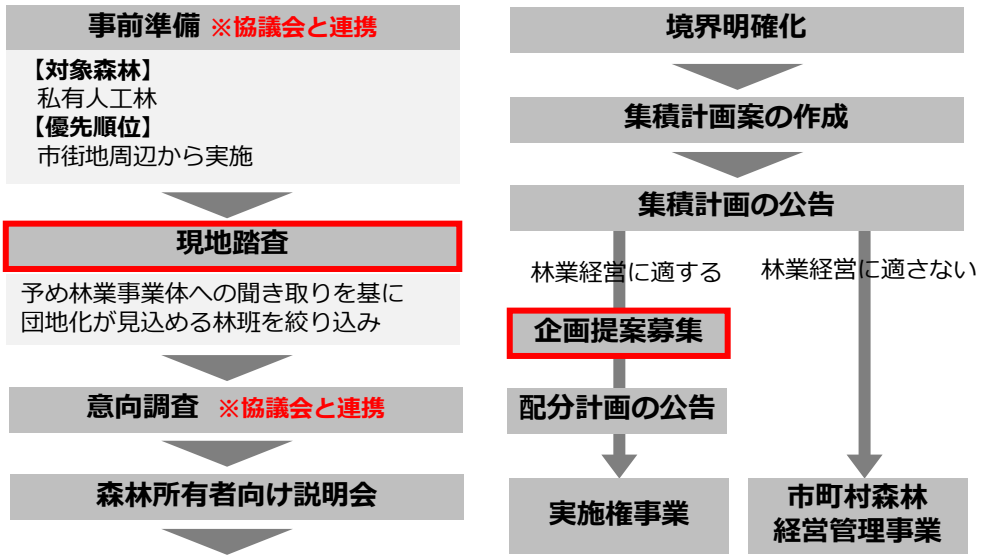
# 配分計画の作成促進に向けた工夫点 | 埼玉県秩父市

- 秩父市では、**団地化**が見込める林班に絞って意向調査を実施し、**集積計画の作成**につなげていく考え。また、**森林経営計画への編入・新規作成**を見据えて、**林業事業体への再委託**に重点を置く。
- 企画提案の内容を専門的な立場で審査できる体制を維持しつつ、審査を簡素化するために**委員構成・委員数**を見直し。
- さらに、**委員会開催前**に対象森林の現地視察やドローンで撮影した立体画像を活用し、現地の状況を委員と共有。現地の森林の状況を踏まえた審査を実現。

## 【対象森林の選定】

- 本制度に基づく取組の開始当初は、施業履歴がない人工林を対象に意向調査を実施していたが、相当面積の森林が対象森林となった。
- このため、令和5年度より、**予め林業事業体への聞き取りを基に、団地化（1団地30ha～60ha）**が見込める林班に絞り込んで現地踏査を実施。
- その結果を踏まえて**意向調査対象地区を選定し、実務を効率化**するとともに、**確実な再委託**につなげている。
- 意向調査も着実に集約化できる量（1～2林班）に絞って実施。

## 【取組の流れ】



## 【事業体への再委託に向けた課題と対応策（取組の見直し）】

### 課題

- 選定委員の人数が12名と多く、集計事務等の負担が大きい。
- 現地（林況、地形等）の状況がわからないので、どの企画提案が優れているか審査することが困難。
- 収益について、企画提案時の見積と施業実施後に乖離が生じる。

### 対応策（取組の見直し）

- 令和6年より、委員を12名から5名へ変更し、事務負担を削減。
- 企画提案の審査時に現地の状況等をイメージできるよう、事前に対象森林の現地視察やドローンで撮影した立体画像を活用することで、より実情に合った審査ができるようにした。
- 見積で想定していた内容や、実際の整備内容に乖離があった場合に、よりスムーズに設計変更ができるように、企画提案書の見積欄に「1㎡あたりの単価」を記入する欄を設け、**実際の搬出材積の変動に対応**できるようにした。



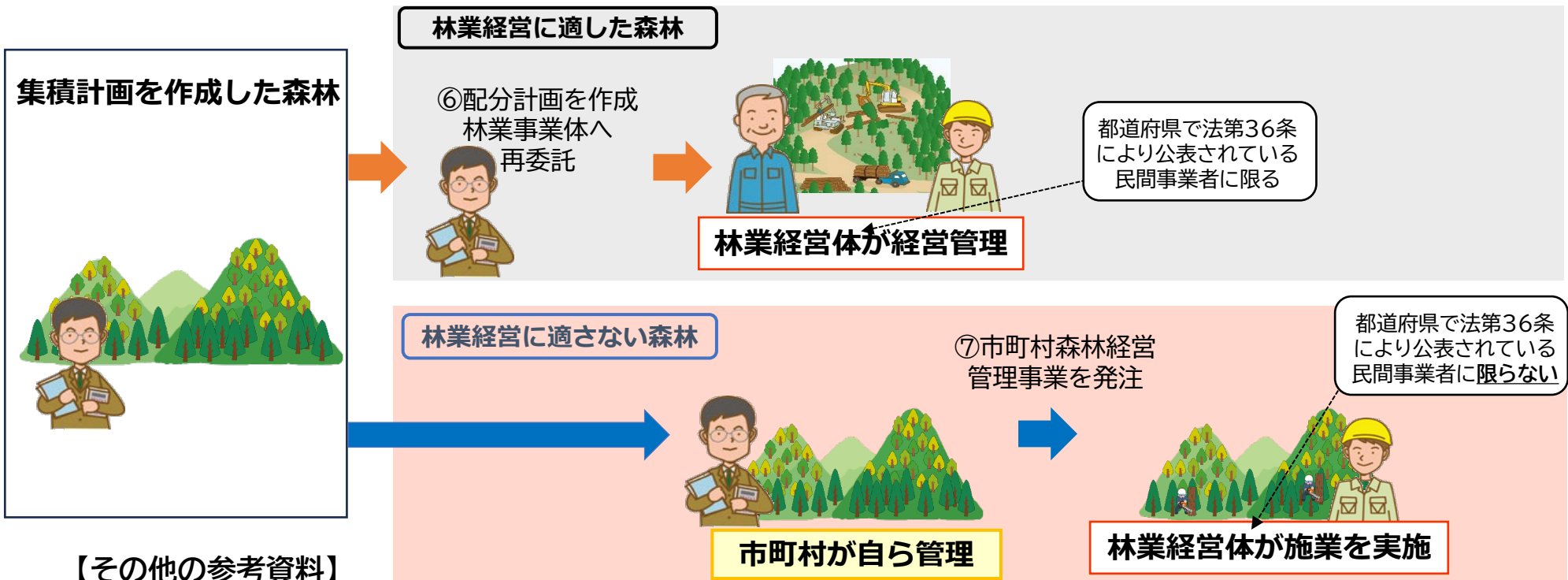
ドローンで撮影した立体画像



選定委員会の様子

# ⑦ 事業発注(市町村森林経営管理事業)

- 市町村は、経営管理権を有する森林のうち、林業経営に適さない森林については、自ら「市町村森林経営管理事業」として森林整備を実施。
- その際、森林整備事業の歩掛、治山林道必携などを参考にしながら積算を実施。そのほか、市町村歩掛調査を行い、独自の単価設定を行っている事例もある。
- 市町村森林経営管理事業以外にも、森林経営管理制度の事務は、意向調査の準備業務から意向調査、集積計画の作成など多岐にわたるため、外部委託による民間活力を活用しながら、制度に係る実務を進めていくことが重要。



【その他の参考資料】

- 森林整備事業の歩掛(林野庁HP): [https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin\\_seibi/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html)

# ⑦事業発注 市町村森林経営管理事業における歩掛の調整 | 鹿児島県鹿児島市

- 鹿児島市は、市町村森林経営管理事業の事業発注に際して、林野庁や鹿児島県から提供を受けた参考資料をもとに、対象となる森林をまとめて、市町村森林経営管理事業の設計・積算を実施。
- しかしながら、**制度の対象森林は、これまで管理されていなかった森林がほとんどであるため、上記の資料を参考に積算しても、現場の状況と馴染まず、林業事業体の見積額と乖離することもあった。**
- 令和4年度からは、市町村森林経営管理事業の**積算方法等を見直し**。歩掛調査等を実施しながら、歩掛を新たに設定。

## 【採用歩掛の見直し（森林整備）】

①、③～⑥、⑧：100本当たり人日 ②、⑦：1ha当たり人日

### ■歩掛

工程		R3	R4
①選木	特殊作業員	0.16	0.16
	普通作業員	0.16	0.16
②雑木竹除去	特殊作業員	2.89	2.89 ※1
	普通作業員	0.34	0.34 ※1
③伐倒(10cm以上16cm未満)	特殊作業員	0.32	0.32
	普通作業員	0.32	0.32
④枝払い(10cm以上16cm未満)	特殊作業員	0.24	0.24 ※2
	普通作業員	0.24	0.24 ※2
⑤玉伐り(10cm以上16cm未満)	特殊作業員	0.20	0.20 ※2
	普通作業員	0.20	0.20 ※2
⑥集積整理	特殊作業員	—	—
	普通作業員	0.39	0.39
⑦つる切り(着生率30%未満)	特殊作業員	—	—
	普通作業員	3.00	3.00 ※3
⑧風倒木処理(10cm以上18cm未満、被害率25%未満)	特殊作業員		1.76
	特殊作業員	なし	0.36

※1 R4から被覆度等により加算追加 ※3 R4から着生率により加算追加  
 ※2 R4から胸高直径により加算追加

- 令和2年度に、5.07haの森林について、集積計画を作成。そのうち、3.34haの森林について、令和3年度に市管理による切捨間伐を実施。
- 事業発注に際しては、林野庁や鹿児島県から提供を受けた参考資料（森林整備事業の歩掛等）をもとに、対象となる森林をまとめて設計・積算。
- 対象森林は、これまで管理されてこなかったこともあり、上記の資料を参考に積算しても、**現場の状況と馴染まず、林業事業体の見積額と乖離することもあったため、令和3年度から、歩掛の見直しを検討。**
- 標準地調査を1筆ごとに実施していることもあり、令和4年度からは、地域林政アドバイザーの意見も踏まえ、**1筆ごとに明細書を作成。**
- 枯損木やつる植物がある場合、危険を伴う作業が発生することから、**風倒木処理等の歩掛調査を行い、他県の歩掛も参考にしながら、設計・積算の内容を見直し。そのほか、境界木を明示する必要があると判断し、追加で間接経費を計上。**

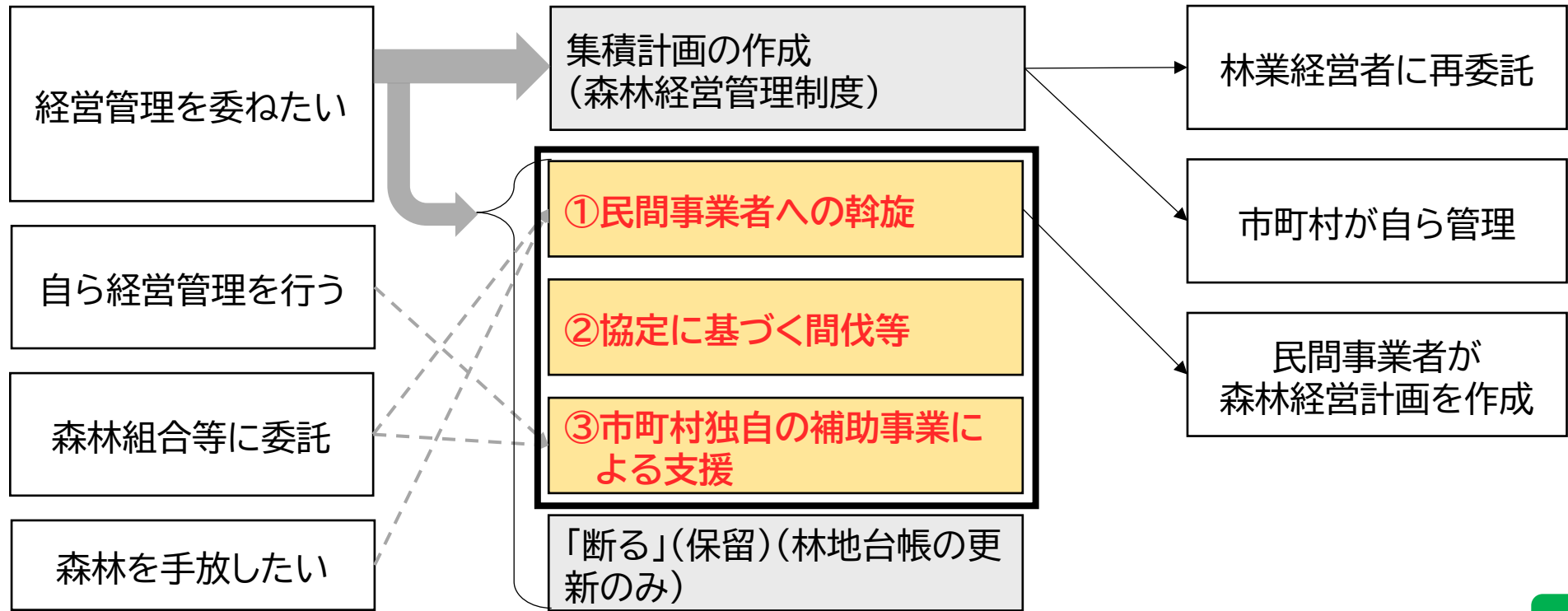
## 4. 森林経営管理制度以外による対応

# (1) 委託希望への対応方法

- 意向調査の結果(特に「委託希望」の森林)を踏まえて、集積計画のみならず、幅広い手法で森林整備につなげることが重要。
- 集積計画の作成を進めつつ、それが難しい場合は、①民間事業者への斡旋、②市町村との協定に基づく間伐実施、③市町村独自の補助による間伐支援などの実施を検討。
- 「断る」ことも選択肢の一つ。

## <森林所有者の意向>

## <対応方法>



# ① 民間事業者への斡旋

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、同意取得の段階で森林所有者が民間事業者への委託を望む場合（「所有者還元がなければ同意しない」など）、地域の民間事業者が当該森林の経営管理に関心を示している場合、経営管理を受託できる民間事業者が1者のみである場合（もしくは、周辺の森林のほとんどで、特定の者による森林経営計画が立てられている場合）などは、集積計画を作成するのではなく、民間事業者に情報を斡旋することが効果的。
- 情報提供に当たっては、個人情報の取扱いに留意しつつ、受託を希望する可能性がある者に公平に提供することが必要。

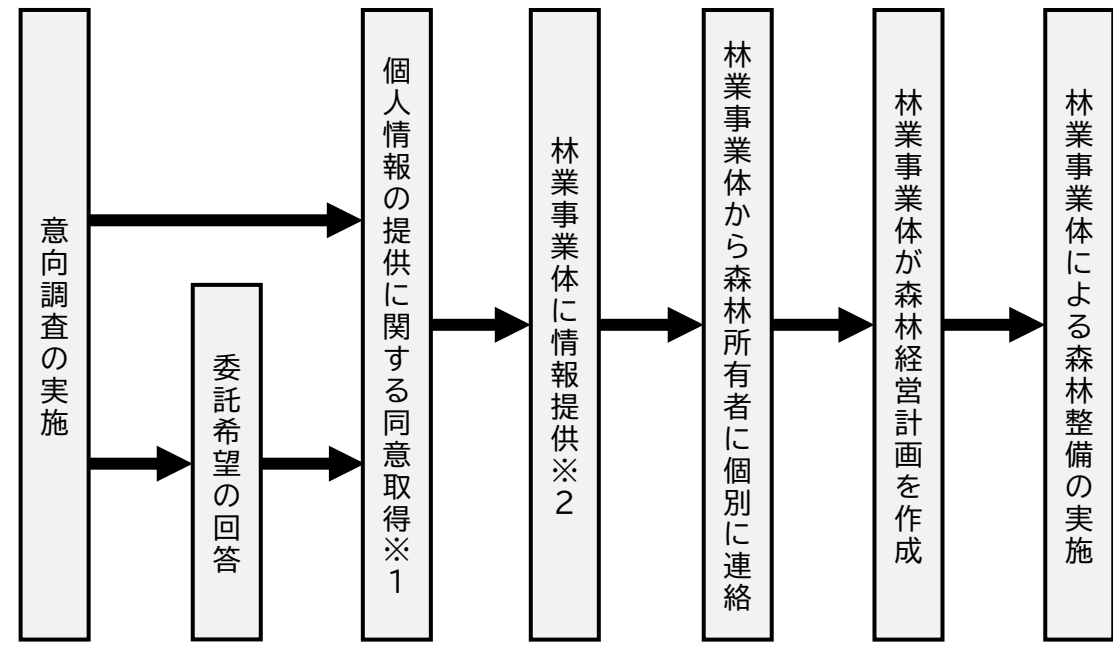
## ① 個人情報の取扱い

- 意向調査結果は個人情報であることから、民間事業者に情報提供に当たっては、森林所有者の同意を取ることが必要。
- 「個人情報の提供に関する同意取得」の方法は、
  - ・意向調査票で個人情報の提供可否について記載する、
  - ・意向調査票において、連絡先を記載する欄を設け、電話連絡等により、個別に確認するなどの対応が想定される。

## ② 情報の提供先

- 情報提供に当たっては、受託を希望する可能性がある者に、公平に提供することが必要。
- 情報提供をする林業事業者の範囲については、
  - ・都道府県が公表しているリストに掲載されている者、
  - ・管内で森林整備の実績がある者、
  - ・市町村で独自に設定した登録事業者など、公平性に考慮して決定することが望ましい。

【想定される取組フロー】



※1: 意向調査票で個人情報の提供可否について確認することも可能。  
 ※2: 提供する情報の範囲は、該当する森林の位置、所有者情報(氏名、住所、連絡先)、意向調査の回答結果などが想定される。

# ①民間事業者への斡旋

# 愛媛県宇和島市・松野町・鬼北町

うわじま まつのちよう きほくちよう

- 愛媛県宇和島市、松野町、鬼北町、南予森林組合等は、森林経営管理制度の推進母体として、**（一社）南予森林管理推進センター**を共同で設立。
- 同センターでは、集積計画の作成と併行して、森林所有者の同意を得た上で、**意向調査の回答内容を林業事業体に提供**。**集積計画によらず、森林整備に繋げる取組**（通称：IMM（Informed Management Method：情報に基づく経営管理方式）も推進。森林経営計画の作成増につなげている。

## 【IMM の流れ】

### ① 意向調査の実施

- 意向調査の設問として、回答内容（森林所有者の住所、氏名、連絡先、回答結果など）を**林業事業体へ提供することについて、同意か否かの項目を設け、森林所有者の意向を確認**（チェックボックスと署名欄を設ける）。
- 意向調査票には、「森林経営管理事業の実施の有無に関わらず、民間の林業事業体等に回答内容を開示・提供する場合がある」旨を明記。

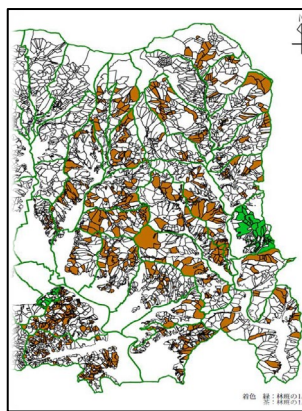
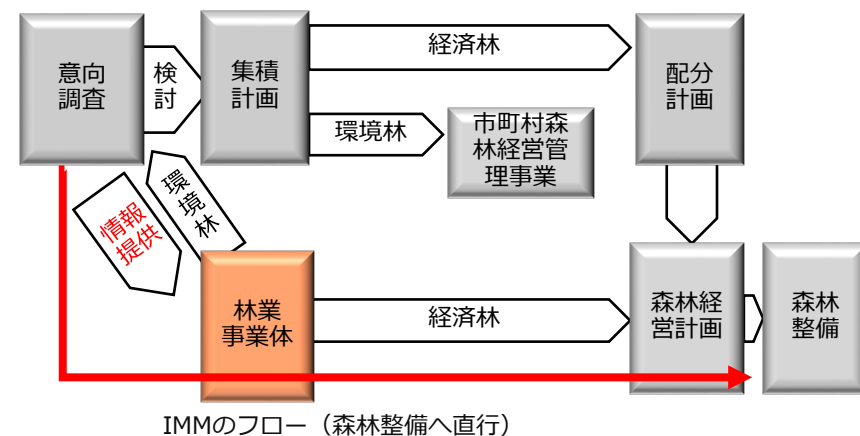
### ② 事業者への情報提供、意向確認

- 情報提供の同意が得られた森林を図面上で着色。同意が得られた森林の面積が林班の 1/2 以上か否かで色分け（図1）。
- 意向調査の結果概要については、森林所有者の氏名、住所、意向などは伏せた上で、図面のみを提供。林班単位で林業事業者の施業の意向や判断理由を確認。施業の意向については、予定でも良しとし、積極的に施業の意向を確認。

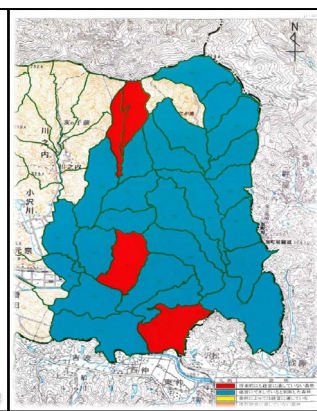
### ③ 市町への報告

- 林班単位で**各事業体の施業に係る意向の有無、林業経営の適否**を整理。各事業体の判断理由等も整理しておくことで、判断に至った経緯も把握できるように工夫。
- 各事業体の情報を森林組合が**一覧表にとりまとめ、図面（図2）とともに、市町に報告**。
- 施業意向を示した林業事業者にのみ、**森林所有者の個人情報**を提供。

## 【業務フロー】



<図1 色分け図>



<図2 事業者の意向>

## 【取組の成果】

- **情報提供した森林で、施業が実施された。**
- 市町においては、集積計画の対象森林について、**林業事業者の施業意向の有無や林業経営の適否の判断を踏まえて検討**することで、地域にあった制度推進が可能となった。
- 林業事業者においても、森林所有者の意向把握が容易になり、**集約化に取り組みやすくなった。**

## ② 市町村との協定に基づく森林整備

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、災害防止等の観点で地域住民から、早急な間伐等の実施を求められている場合、県税事業等により、従前から協定に基づく間伐を実施している場合などは、集積計画の作成によらず、協定に基づく事業実施も選択肢。
- 具体的には、市町村と森林所有者との2者協定(又は民間事業者も加わった3者協定)を締結し、市町村の負担による間伐等を実施(財源には森林環境譲与税も活用)。

- 協定は、市町村と森林所有者の2者協定、もしくは、市町村と森林所有者と林業事業者の3者協定を締結。
- 森林整備の実施方法については、市町村が事業発注する方法や森林所有者(林業事業者)に補助する方法などがあるため、地域の実情に応じて方法を選択。
- 事業発注に係る設計・積算に当たっては、
  - ①公有林整備で使用している歩掛や仕様書、
  - ②森林整備事業の作業工程や治山林道必携の歩掛、
  - ③都道府県提供資料
 などを参照にして対応。

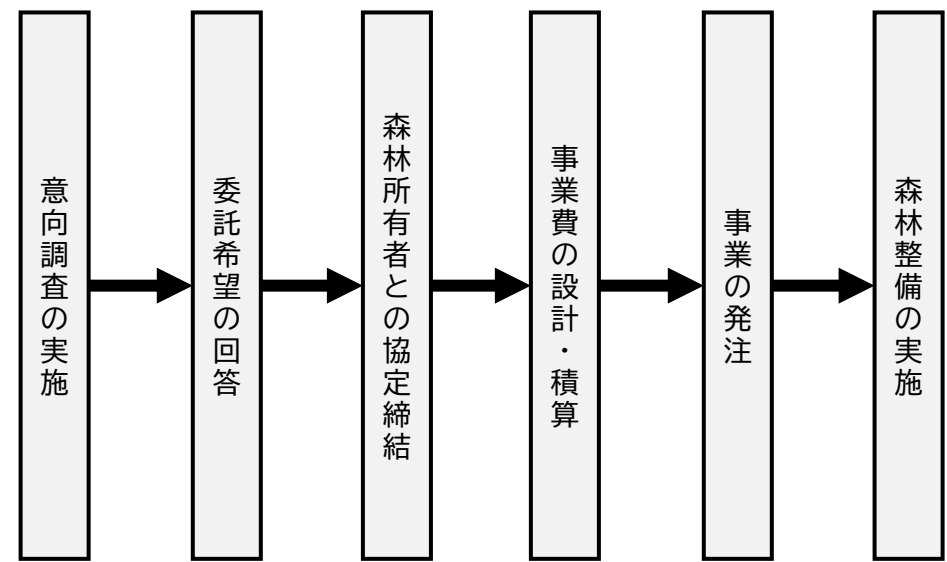
### 協定書の主な記載項目

- ✓ 目的、期間
- ✓ 対象森林
- ✓ 協定の内容(整備の内容)
- ✓ 費用負担
- ✓ 甲乙の責務・義務(10年間の非皆伐等)
- ✓ 損害賠償(自然災害等)
- ✓ 協定の承継(所有権の移転等)
- ✓ その他事項(甲乙協議)

### 【留意事項】

- 協定に基づく森林整備は法律に定めがないことから、協定の内容等の詳細は、各市町村の実情に応じて、他市町村の事例も参考に検討する必要。
- 同意を取得する範囲も、森林所有者全員の同意を取るのか、持ち分の過半の同意をとるのか等、それぞれで判断。

### 【想定される取組フロー(市町村が事業発注する場合)】



# ②市町村との協定に基づく森林整備

- 御船町では、**早期に森林整備を進めることが重要**であるとの考えの下、集積計画は作成せず、**森林所有者・林業事業体・町で3者協定を締結**することにより、森林整備を推進。
- 意向調査で委託希望と回答があった森林のうち、**林業経営に適さない**と判断した森林は**3者協定を締結**。
- 加えて、**協定に基づき林業事業体が間伐を実施した上で、町が事業体に補助金を交付**。補助金形式とすることで、町による設計や入札等の**事務負担を軽減**。

## 【取組の流れ】

- ① 意向調査で町に委託希望と回答があった森林の境界明確化と林地確認を、町直営で実施（森林所有者は、原則、現地立会を必要とする）。
- ② 林業経営に適しないと判断した森林について、森林所有者・林業事業体・町の3者で協定を締結。
- ③ 協定に基づいて林業事業体が間伐を実施し、必要経費は町が補助金として交付。**※協定は単年度で締結**。

### 御船町公益的機能発揮森林整備事業の実施に関する協定書（抜粋）

甲（御船町）と乙（森林所有者）及び丙（林業経営体）とは、御船町公益的機能発揮森林整備事業実施要綱第3条の規定に基づき、事業の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する

**（協定の期間）**  
第2条 この協定の期間は、施行日から●年●月●日までとする。  
2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

**（整備の内容）**  
第4条 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、対象とする森林の状況を踏まえつつ、原則として30パーセント又は、40パーセント程度の間伐を実施する。  
2 丙は前項の間伐により伐採した樹木を、枝払い、玉切り、林地内での集積まで行うものとする。

**（費用の負担等）**  
第5条 第4条に定める間伐に要する費用は、丙が負担し乙の負担はないものとする。ただし、丙の負担には、要綱に基づき交付される補助金を充てることができる。  
2 対象とする森林に対する公租公課若しくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される負担等は、乙が負担する。

**（当事者の義務）**  
第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。  
(2) 乙の義務  
ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。  
イ 施行後10年間は対象とする森林を皆伐しないこと。  
ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること

**（自然災害による損害）**  
第7条 事業実施中及び完了後、火災、天災による甲の責に帰し得ない事由により対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

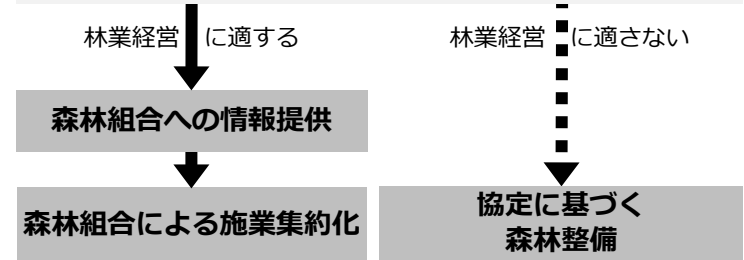
**（協定の承継等）**  
第8条 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。

## 現地踏査（境界明確化）

意向調査で「森林所有者自らでは管理が困難」かつ「境界が分かる」と回答のあったものが対象。

### 【実施方法】

- ・原則、森林所有者の立会を求めるとし、地元協力員の協力を得て実施（立会が困難な場合は保留）。
- 【境界明確化】
- ・GNSS内蔵スマートフォン（新旧航空写真確認用）を利用して、林相から境界を確認。
- ・土日も立会を実施し、早期の境界明確化を目指す。



## 【補助事業の概要（補助金算出方法の例）】

- 1) 人工林（スギ・ヒノキ）成立本数別間伐補助単価（間伐率30%）

区分	単価
2,000～2,499本/ha	479,000円/ha

- 2) 増減要因（作業現場状況）

区分	増減割合
傾斜角20～29°	1.1

- 3) 計算方法（成立本数が2,300本/haで間伐率30%、傾斜角20～29°）

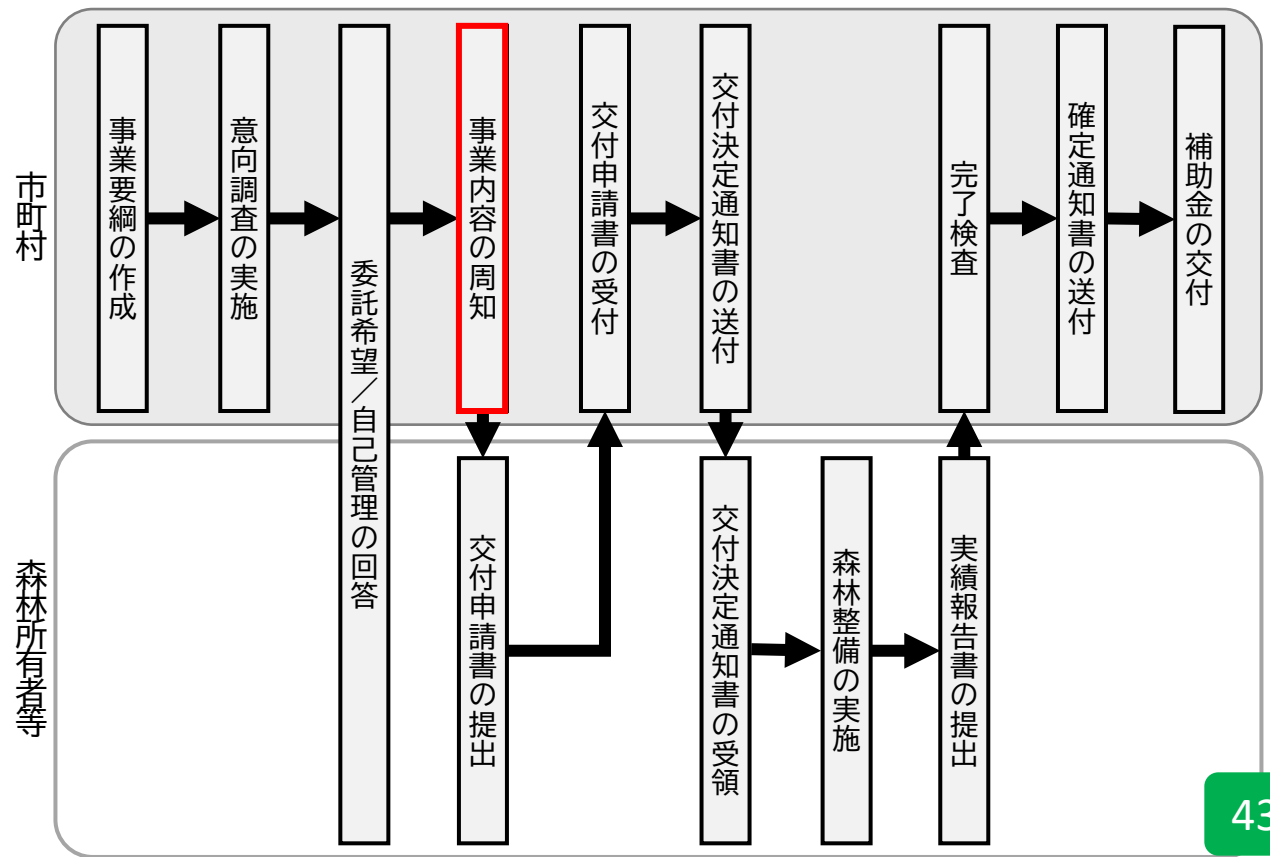
施工区分	面積	補助単価	増減割合	補助金額
2,000～2,499本/ha	1.00	× 479,000	× 1.1	= 526,000円/ha

### ③ 市町村独自の補助による間伐支援

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、当該箇所の受託が市町村の取組方針と合致せず、集積計画を定めないと判断した場合や、小面積・飛び地であるなど、集積・集約化が困難であると判断された場合は、市町村としての対応を保留せざるを得ないが、森林整備につなげるために、森林所有者に対して、補助事業の活用を促すことが効果的。
- 具体的には、市町村独自の補助事業(例:切捨間伐 20 万円/ha 等)を創設して、森林所有者自らによる間伐等の実施を支援(財源には森林環境譲与税も活用)。

- 意向調査の結果、「委託希望」の回答があった森林に限らず、「自己管理」と回答のあった者に対しても、事業内容を周知するなど、幅広く取組を周知。
- 森林組合等の事業実施主体と連携して、当該補助事業の活用を促す場(地元説明会等)を設定するなど、事業が有効活用されるように取組を工夫。
- 意向調査の成果をもとに、林地台帳を更新するとともに、補助事業(森林整備)の実績も管理。

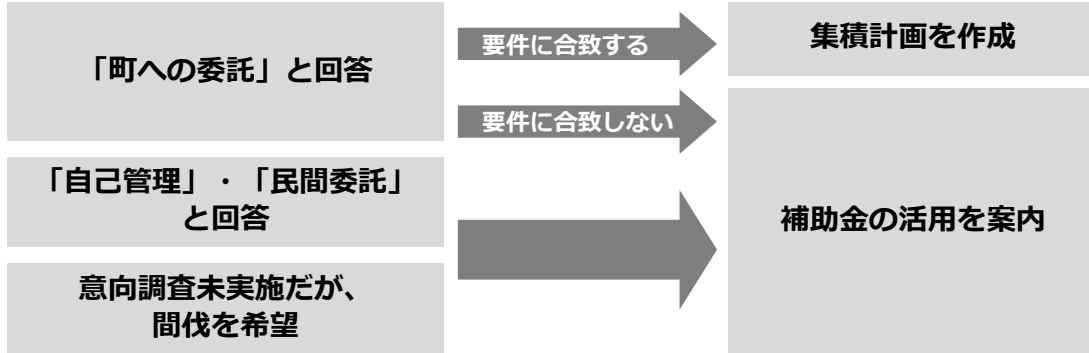
【想定される取組フロー】



## ③市町村独自の補助による間伐支援

- 有田川町では、**手入れが行き届かない森林の整備を推進**するために、**町独自で間伐に対する補助制度**「有田川町切り捨て間伐支援事業補助金」（令和6年度単価16.5万円/ha）を創設。
- 意向調査で「町に委託」と回答のあった森林のうち、**集積計画作成に至らなかった森林所有者や自己管理・民間委託と回答した森林所有者に対し、幅広く補助制度の活用を呼び掛け、森林整備につなげていく**考え。

### 【取組フロー】



### 【町独自の支援策による森林整備】

- 集積計画作成に至らなかった森林所有者に対して、**集積計画作成に至らなかった旨を通知する際、補助事業の内容や森林組合の連絡先を案内**することで、補助事業の活用を図る。
- 事前に**森林組合に協力要請**を行い、補助事業の案内チラシには森林組合の連絡先も記載する。森林組合にとっても、新たな施業森林の掘り起こしや疎遠となってしまう森林所有者とコミュニケーションを取る契機となるとともに、組合員の新規勧誘にもつながるメリットが期待される。
- 上記の他に、**住宅に隣接・近接する危険木の伐採・撤去・処分に活用可能な補助事業も別途創設**。地域の森林整備のニーズに柔軟に対応。

### 補助事業の予算額（年度別）

年度	予算額(千円)
R2	5,330
R3	14,300
R4	18,000
R5	19,000

### 補助事業の活用実績

年度	面積(ha)
R2	36
R3	110
R4	109
R5	83
合計	343

## 手入れの遅れた山 間伐しませんか？

間伐とは・・・？  
木を間引くこと。太陽光が木の根元や地面まで届くことで、木の成長を促します。

お金がかかる  
手続きが面倒

**森林組合**  
におまかせ

林業のプロが補助金申請や必要な手続きをサポートします！

林業では本来、木材を販売した収益をもとに間伐の費用をまかなっていくものです。ところが、現在では多くの山で収益が見込めない状態です。森林所有者による間伐は大きな負担です。そこで、町では森林環境課と税を活用した間伐に対する補助金を用意しています。補助金を活用することで、間伐費用に対する自己負担は大幅に軽減されます。

森林の機能を維持するためには過期<sup>\*</sup>での間伐が必要です。長期間手入れをしていない人工林があれば、森林組合にご相談してみてもいいかもしれません。

（施業を行うにあたりましては、森林組合員となるための出資金が必要な場合があります。詳しくは各森林組合でご確認ください。）

- 【お問合せ】
- 金屋町森林組合（中井原135-2）  
TEL:0737-32-2418
  - 清水森林組合（山手401-3）  
TEL:0737-25-0251
  - 有田川町役場 林務課  
TEL:0737-22-4525

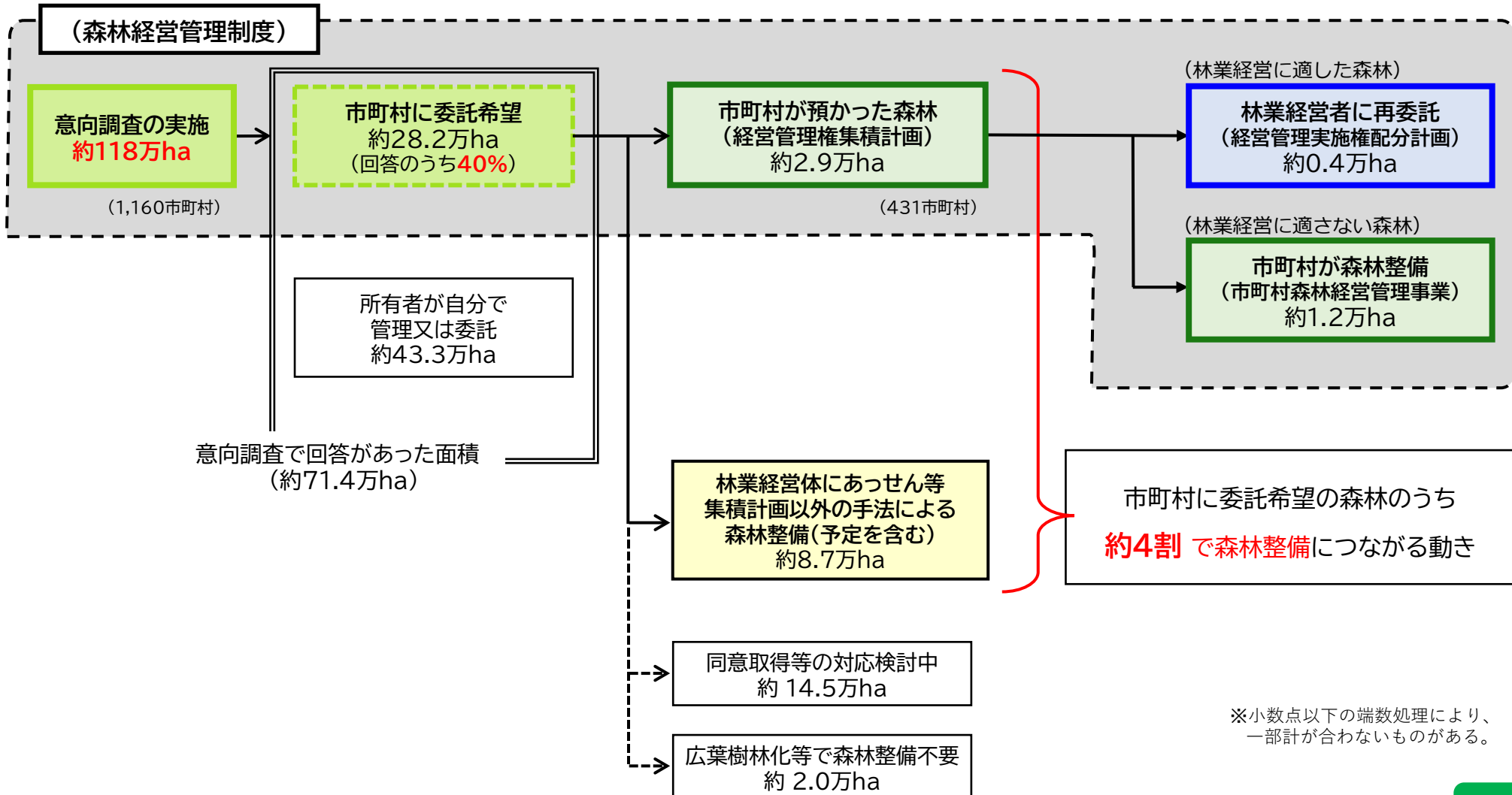
※スギ・ヒノキの平均的な間伐実施時期の間隔は、**10年～15年**です。



補助制度の案内チラシ

# まとめ(森林経営管理制度等による森林整備の推進)

- 意向調査は、制度開始から6年間で約118万haを実施。回答があったもののうち、約4割の所有者から市町村への委託希望があり、その約4割では森林整備につながる動き。



# まとめ(各種法令、文書など)

## 法令

- 森林経営管理法
- 森林経営管理法施行令
- 森林経営管理法施行規則

法令の運用について規定・解説

- 森林経営管理法の運用について(長官通知)

- 森林経営管理制度に係る事務の手引(課長通知)

法令、長官通知の内容をかみ砕いて詳細に解説。  
必要な時に必要な部分を探して使う。

- ・その1 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等 編
- ・その2 経営管理権集積計画の作成手続の特例等 編
- ・その3 集約化構想及び権利集積配分一括計画の作成等 編
- ・別記様式集(Word版、Excel版)

- 集積計画作成に関するQ&A

よくある問合せを具体的なケースごとに確認

- 所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン

所有者不明の森林に対処する必要がでてきたら

- 林野庁ホームページ(森林経営管理制度(森林経営管理法) について)

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>)

各種ファイルのリンク、  
実績、研修情報などを  
チェック

## 林野庁 通知類

## 一般 書籍

- 民間企業が作成している解説書 など

# まとめ

- ✓ 森林経営管理制度については、令和6年度末時点で、意向調査や申出に対応した市町村が1,160、意向調査面積が約118万haとなるなど、積極的な取組が進展。
- ✓ 一方、意向調査以降の、市町村による経営管理権の取得は約2.9万ha、林業経営者へ再委託は約0.4万haに留まっている状況で、森林経営管理制度における更なる森林の集積・集約化に向けて法改正を実施。
- ✓ 法改正による新たな仕組みの活用も含め、各地域の実情や目指すべき森づくりの方向を踏まえながら、各地域にあったやり方で集積・集約化を通じた持続的な経営管理や森林整備を進めていただきたい。

# 5.森林環境譲与税の有効活用

- 森林整備のための財源確保については、昭和60年代の「**水源税構想**」の議論に始まる。
- 平成3年に「**森林交付税**」の創設が提唱。「森林交付税創設促進連盟」等が全国規模で運動を展開。
- 林野庁は、平成17年度から、**森林吸収源対策の財源となる税の創設を要望**。平成30年度税制改正で、平成31年度に森林環境税・森林環境譲与税を創設することが決定。

**【水源税構想】**

- ・昭和60年に、林野庁は、森林の水源涵養機能を確保するため、「**水源税**」の導入を要望。各界の賛否が分かれ、見送り。
- ・昭和61年に、林野庁要望の水源税構想と建設省要望の流水占用料改正を一本化した「**森林・河川緊急整備税**」の導入を要望。再び、見送り。

**【森林交付税構想】**

- ・平成3年に、和歌山県本宮町長は、地方交付税の枠外に「**森林交付税**」を創設することを提唱(一般財源又は地方交付税の組み換えを想定)。以後、構想に賛同する市町村と市町村議会議員は「森林交付税創設促進連盟」等を結成して、全国規模で運動を展開。

**【全国森林環境税構想】**

- ・平成15年に、森林交付税構想を推進してきた市町村は、「**全国森林環境・水源税**」(水や二酸化炭素排出源への課税を想定)の創設を求める方向に、運動方針を転換。
- ・平成18年に、「全国森林環境・水源税」の名称から「水源」を削除して、以後、「**全国森林環境税**」の創設を求める運動を展開。

**【都道府県の独自課税】**

- ・平成15年に、**高知県は、都道府県で初めて「森林環境税」**を導入。
- ・平成28年までに、**37府県**が森林整備を主な目的とする独自課税を導入。

**【森林吸収源対策のための財源の確保に関する検討】**

- ・林野庁は、**平成17年度以降**、平成17年に発効した「京都議定書」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた森林吸収量の確保に必要となる間伐等を推進するため、**森林吸収源対策のための財源となる税の創設を継続的に要望**。
- ・平成24年度に、「地球温暖化対策税」が導入されたが、森林吸収源対策は、使途に含まれず。
- ・林野庁は、**平成25年度以降、「森林環境税」の創設を継続的に要望**。
- ・平成30年度与党税制改正大綱で、「平成31年度税制改正において、**森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する**」ことが決定。

- パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設。

### 1. 森林環境税 [令和6年度から課税]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して  
課する国税

税率: 1,000円(年額)

賦課徴収: 市町村が個人住民税と併せて  
賦課徴収

国への払込み: 都道府県を經由して全額を国の  
譲与税特別会計に払込み

その他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、減  
免、納付・納入、罰則等に関して所要の  
措置

### 2. 森林環境譲与税 [令和元年度から譲与]

譲与総額: 森林環境税の収入額(全額)に相当する額

譲与団体: 市町村 及び 都道府県

使途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や  
普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用  
(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(55/100)、  
林業就業者数(20/100)、人口(25/100)で按分  
※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

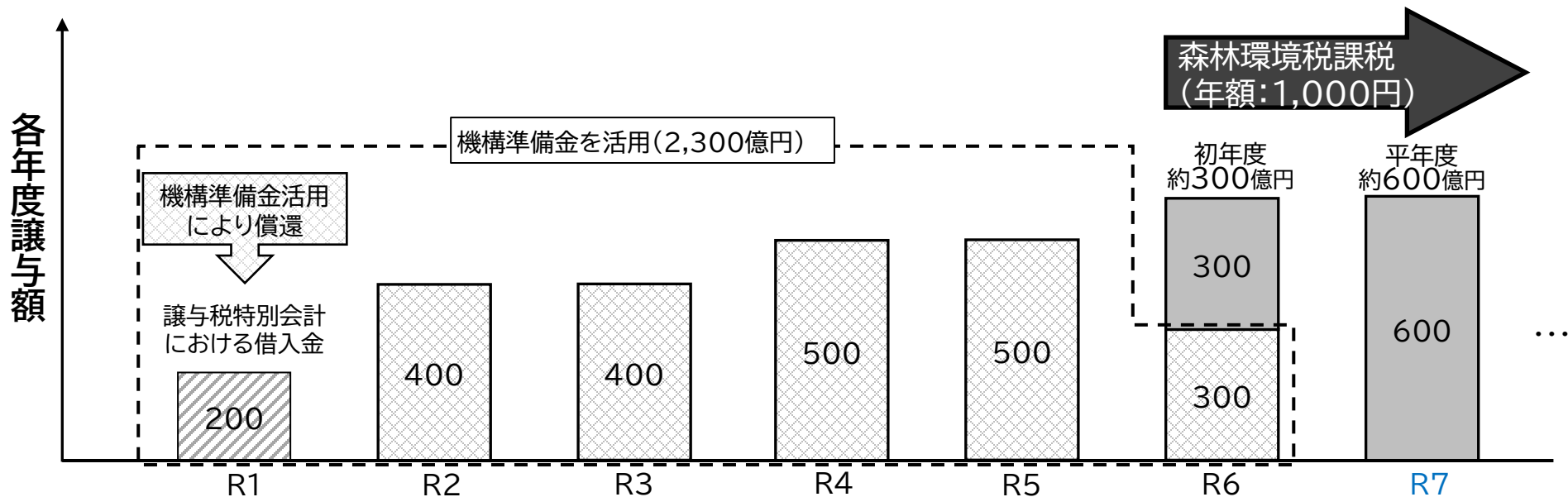
使途の公表: インターネットの利用等の方法により公表

### 3. 経過措置

- 令和5年度までの譲与税財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入金を充て、借入金の償還は後年度の森林環境税の税収を充てることとしていたが、令和2年度より、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとした。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

# (3) 森林環境譲与税の譲与額・譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
  - 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
  - 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
- (制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市:県の割合	80:20	85:15	88:12	90:10
(市町村分)	160	340	440	約540
(都道府県分)	40	60	60	約60

【譲与基準】

市町村分	55% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正)
	20% : 林業就業者数
都道府県分	25% : 人口
	市町村と同じ基準

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

\*R6以後の年度分の譲与税について適用。R5以前の年度分は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の譲与割合により譲与。

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）

## 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

### 4. 地域・中小企業の活性化等

#### (4) 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しを行う。その上で、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、全国の地方公共団体における譲与税の一層の有効活用を促していくこととする。

## 第二 令和6年度税制改正の具体的内容

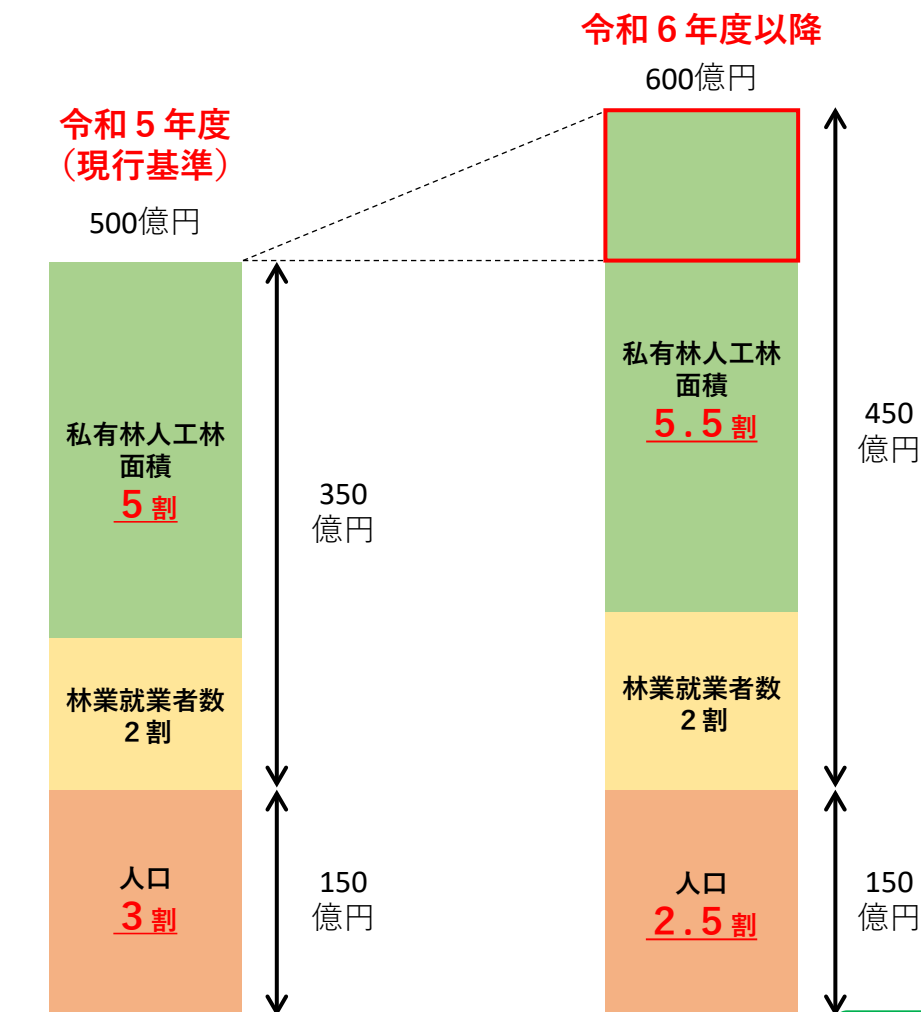
### 一 個人所得課税

#### 6 その他

(地方税)

〈森林環境譲与税〉

(6) 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55（現行：10分の5）とし、人口の譲与割合を100分の25（現行：10分の3）とする。



※令和6年度の譲与総額を600億円と仮定した場合

(趣旨)

第一条 この法律は、**森林**(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。)の**有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み**、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県が実施する**森林の整備及びその促進に関する施策**の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

(森林環境譲与税の使途)

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を**次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。**

- 一 **森林の整備に関する施策**
- 二 **森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用**(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第三項に規定する木材の利用をいう。)**の促進その他の森林の整備の促進に関する施策**

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
- 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
- 三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、**インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。**

- 森林環境譲与税による市町村の主な取組実績は、多くの項目で増加傾向。
- 特に、令和6年度の森林整備面積は、令和元年度の10倍以上となるなど、着実に取組は進展。

■ 森林環境譲与税の市町村における主な取組実績(令和元年度～6年度)

区分	主な取組実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考) 累計
間伐等の森林整備 関係	意向調査実施面積	約12.5万ha	約21.6万ha	約18.0万ha	約18.3万ha	約21.0万ha	約14.5万ha	約105.9万ha
	森林整備面積 (うち間伐面積)	約0.6万ha (約0.4万ha)	約1.8万ha (約1.0万ha)	約3.1万ha (約1.4万ha)	約4.3万ha (約2.0万ha)	約5.2万ha (約2.3万ha)	約6.4万ha (約2.6万ha)	約21.4万ha (約9.7万ha)
	森林作業道の整備	約8.9万m	約23.3万m	約40.6万m	約50.2万m	約85.1万m	約116.5万m	約324.6万m
	林道・林業専用道 の整備	約0.1万m	約0.5万m	約1.4万m	約1.2万m	約1.6万m	約1.3万m	約6.1万m
人材の育成・担い手 の確保	研修等の参加者数	約0.7万人	約0.5万人	約0.6万人	約1.0万人	約1.1万人	約1.0万人	約4.9万人
木材利用・普及啓発	木材利用量	約0.5万m <sup>3</sup>	約1.3万m <sup>3</sup>	約2.3万m <sup>3</sup>	約2.8万m <sup>3</sup>	約3.1万m <sup>3</sup>	約3.7万m <sup>3</sup>	約13.7万m <sup>3</sup>
	イベント、講習会等	約900回	約1,000回	約1,800回	約2,400回	約2,600回	約3,600回	約12,300回
	参加者等	約8.8万人	約5.6万人	約12.5万人	約18.9万人	約25.2万人	約30.4万人	約101.5万人

※ 本実績値には、森林環境譲与税と他の財源を組み合わせて行った事業の実施分も含まれている。  
市町村によって取組の内容は様々であり、「主な取組実績」は、代表的なものを提示している。

## (6)森林環境譲与税の実績②

- 森林環境譲与税の活用額は、令和元年度の譲与開始以降、着実に増加しており、令和6年度には市町村と都道府県を併せて520億円。
- 用途別の内訳をみると、間伐等の森林整備関係に最も多く活用されており(約6割)、次に木材利用・普及啓発に活用。

## ■ 森林環境譲与税の活用額(令和元年度～6年度)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 予定
活用額	96億円	210億円	270億円	399億円	464億円	520億円	(656億円)
うち 間伐等の森林整備関係	44億円	111億円	150億円	234億円	276億円	317億円	(411億円)
うち 人材の育成・担い手の確保	31億円	51億円	57億円	68億円	75億円	78億円	(98億円)
うち 木材利用・普及啓発	21億円	48億円	63億円	97億円	113億円	126億円	(147億円)
(参考)譲与額	200億円	400億円	400億円	500億円	500億円	629億円	—

## (参考)市町村・都道府県別

市町村	65億円	163億円	217億円	341億円	406億円	461億円	(582億円)
都道府県	31億円	47億円	53億円	58億円	58億円	59億円	(74億円)

※ 令和7年度予定の金額については、令和7年4月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめた予算額。

※ 令和7年度譲与額については、森林環境税の収入額を踏まえて決定。

みなみさんりくちょう

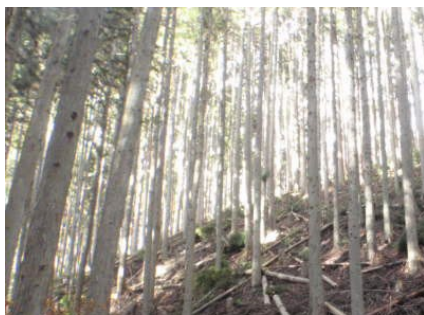
【宮城県南三陸町】

＜森林経営管理制度を活用した森林整備＞

- 南三陸町では、町を4地域に区分し、各地域にモデルケースとして経営管理権集積計画を作成することで、計画作成に向けた町全体のスキームの構築と問題点の洗い出しを実施。
- モデルケース地域1（42.35ha）の計画作成は完了し、令和6年度は、市町村森林整備事業（切捨間伐）14.78haを実施（累計で24.88ha）。
- また、地域2の計画作成に向けた改善点等のフィードバックも図ることができた。



＜間伐前＞



＜間伐後＞

◇ 基礎データ

①令和6年度譲与額	37,715千円
②私有林人工林面積	4,894ha
③林野率	76.5%
④人口	12,225人
⑤林業就業者数	53人

【事業費】

7,810千円（全額譲与税）

たかしま

【滋賀県高島市】

＜森林整備のための森林境界の明確化＞

- 高島市では、航空レーザ測量等のリモートセンシングデータを活用した測量（航測法）による森林境界の明確化を実施。
- 公図等とリモセンデータの重ね合わせ等により、デジタル上で境界を推測し、森林所有者に示し、確認・合意形成の上、森林境界を確定（令和6年度は、182.61ha（うち譲与税分112.87ha）の森林境界明確化）。
- 図面等をモニター等で示すことにより、森林所有者の現地立会の負担軽減や効率化を図った。



＜説明会の様子＞



＜説明時の様子＞

◇ 基礎データ

①令和6年度譲与額	49,628千円
②私有林人工林面積	7,589ha
③林野率	56.8%
④人口	46,377人
⑤林業就業者数	58人

【事業費】

9,452千円  
（うち譲与税6,041千円）

## 5.森林環境譲与税の有効活用 (6)森林環境譲与税の実績③ – 市町村の取組事例(森林整備)

ながおか

### 【新潟県長岡市】

#### ＜花粉症対策にも資する森林整備の推進＞

- 長岡市では、森林整備を一層推進するため、林業経営体等が実施する国・県補助の森林整備について、市による上乗せ補助を実施している。
- 令和6年度は、森林環境保全直接支援事業による再造林と間伐・保育事業に加え、新たに、花粉症対策である林相転換特別対策による森林整備等にも支援。
- 林相転換特別対策による主伐・再造林0.79haのほか、再造林、下刈り、間伐への上乗せ補助を実施。



〈花粉症対策による森林整備（主伐後）〉

#### 【事業費】

26,210千円（全額譲与税）

#### ◇ 基礎データ

①令和6年度譲与額	85,383千円
②私有林人工林面積	9,992ha
③林野率	49.1%
④人口	266,936人
⑤林業就業者数	60人

のべおか

### 【宮崎県延岡市】

#### ＜森林作業道の補修への支援＞

- 延岡市では、台風・豪雨等が度重なり、森林管理者による作業道の適正な管理が追いつかない状況にある。
- 森林管理者等のニーズに応えるため、作業道の補修及び整備に必要な原材料、機械リース、燃料等を市が提供し、森林組合等が整備することで、通行の安全及び災害の未然防止を図り、安定的な林業経営を促進。
- 令和6年度は、14路線・4,555mの作業道の整備を実施。



〈路面整備前後〉

〈コンクリート路面工〉

#### 【事業費】

8,780千円  
（うち譲与税6,575千円）

#### ◇ 基礎データ

①令和6年度譲与額	201,116千円
②私有林人工林面積	20,395ha
③林野率	84.7%
④人口	118,394人
⑤林業就業者数	378人

なかのじょうまち  
【群馬県中之条町】

＜「林業実践学校」の開催による人材確保＞

- 中之条町では、地域における急速な人口減・高齢化にともない、山林所有や森林経営に対する関心の希薄化が課題。
- このため、森林の手入れを行える者の安定的な確保に向けて、森林所有者や森林経営に意欲を示す者を対象に、刈払機やチェーンソーの取扱いなど基本的な林業技術の習得を目的とした「林業実践学校」を開講。
- 刈払講習会に64名、チェーンソー講習会に7名が参加。



＜刈払講習会＞



＜チェーンソー講習会＞

【事業費】  
1,990千円（全額譲与税）

◇ 基礎データ

①令和6年度譲与額	44,218千円
②私有林人工林面積	4,017ha
③林野率	83.8%
④人口	15,386人
⑤林業就業者数	104人

ふくおか  
【福岡県福岡市】  
＜公民館への木材利用＞

- 福岡市では、「福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する指針」を策定して木材利用を推進。
- 令和6年度は、市民に馴染み深い施設である公民館の建築に当たり、地域産材を使用（県産材約88m<sup>3</sup>、市産材約35m<sup>3</sup>）。
- 市民の目に触れる機会が多い公共施設であり、木材利用の推進、木の素材の良さ等についての普及啓発を図ることができた。



＜外観＞



＜内観＞

【事業費】  
397,387千円  
（うち譲与税51,100千円）

※ 譲与税は、木材利用に係る部分に充当

◇ 基礎データ

①令和6年度譲与額	215,122千円
②私有林人工林面積	3,461ha
③林野率	32.2%
④人口	1,612,392人
⑤林業就業者数	102人

あだち ちちぶ  
**【東京都足立区 × 埼玉県秩父地域】**

＜上流域の自治体との協定＞

- 足立区では、令和6年10月に「荒川放水路通水100周年」を迎えることを契機に、上流域の秩父地域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）と治水向上に寄与する協定を締結。
- 同協定により、足立区は譲与税を活用し、水源かん養機能を有する荒川上流域の森林管理費用の一部を、秩父地域1市4町に提供。
- 一方、秩父地域は、社会科「国土の環境を守る～森林とわたしたちの暮らし～」の学習に関連付けて、足立区内の全小学校の5年生に、間伐材で作成した鉛筆を啓発品として配布。



〈秩父地域における森林整備〉



〈間伐材を利用した啓発品〉

◇ 基礎データ（足立区）

【事業費】

3,000千円

（うち譲与税  
1,143千円（足立区））

①令和6年度譲与額	78,683千円
②私有林人工林面積	0ha
③林野率	0%
④人口	695,043人
⑤林業就業者数	4人

かしま だいごまち  
**【茨城県鹿嶋市 × 茨城県大子町】**

＜海と森林のつながりを考えるツアーの開催＞

- 鹿嶋市では、将来を担う市内の子どもたちに、豊かな海が身近にあることを再認識するとともに、海と森がそれぞれの役割を果たしながらつながっていることを学んでもらうため、体験ツアーを開催。
- 鹿嶋市内の小学校4～6年生20名が参加し、大子町において間伐体験や森林の役割などの講義を受け、海と森のつながりを学ぶとともに、間伐した木材を小学校の学校林において階段に使用するなどにより、大子町内の小学生との交流を深めた。



〈森林での講話〉



〈間伐体験〉

◇ 基礎データ（鹿嶋市）

【事業費】

1,089千円

（全額譲与税（鹿嶋市））

①令和6年度譲与額	10,019千円
②私有林人工林面積	273ha
③林野率	13.7%
④人口	66,950人
⑤林業就業者数	7人

- 国で、譲与税を活用して実施可能な取組例のリストを作成し、都道府県・市町村へ提供。

【森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について(令和7年12月)より抜粋】

森林整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林経営管理制度等に基づき、市町村が発注者となって実施する、間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備</li> <li>○ 所有者や森林組合等が実施する、間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助(上乘せを含む)</li> <li>○ 所有者への意向調査、所有者探索、境界測量の実施</li> <li>○ 林道や森林作業道の開設や維持修繕</li> <li>○ 里山林や竹林の整備</li> <li>○ 市町村が発注者となって実施するスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替え</li> <li>○ 植栽箇所における防獣ネットの設置</li> <li>○ 松くい虫やナラ枯れ等の被害木の伐倒・薬剤散布</li> <li>○ 台風により発生した風倒木の搬出処理</li> <li>○ 友好都市や上下流の関係にある他自治体の森林整備の費用を負担</li> <li>○ 森林整備に従事する作業員等のクマ等野生鳥獣からの安全確保のための対策の実施(捕獲等) 等</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規就業者等の人材育成研修や技術指導、資格取得に係る経費の補助</li> <li>○ 高性能林業機械の借り上げ又は購入経費の補助</li> <li>○ 林業大学校等の研修生への交通費、資格取得、実習等への支援</li> <li>○ 林業技術者を養成するアカデミーの運営や技術研修会の実施</li> <li>○ 森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用 等</li> </ul>
木材利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設の木造化・木質化、木製什器の設置</li> <li>○ 多数の者が利用する民間建設物の木造・木質化への補助</li> <li>○ 地域産の木材を使った小物を記念品として贈呈 等</li> </ul>
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林に関する市民講座、シンポジウム、木育イベント等の開催</li> <li>○ 都市部自治体の住民を対象とした山村部への林業体験ツアー等の開催</li> <li>○ 山村部自治体における、森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受け入れ体制の整備 等</li> </ul>

※ これらの例示以外でも、各地域の実情に応じた創意工夫による取組を実施いただくことが可能です。

※ 森林環境税は国民の皆様との協力のもと創設されたものであり、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いします。

- 令和元年度より、森林環境譲与税の取組を進めてきた一方で、令和6年6月からの森林環境税の課税開始の前後には、森林環境税・森林環境譲与税に対する報道が相次ぐ状況。
- より一層、森林環境譲与税の成果を広く周知する必要。

## 【新聞報道】

令和6年

5月24日 朝日新聞社説

「森林環境税 使途と効果が問われる」

5月31日 読売新聞社説

「森林環境税 実情踏まえ不断に配分見直せ」

6月15日 毎日新聞社説

「森林環境税の導入 保全に効果的な仕組みか」

6月25日 東京新聞

『看板替え』増税続く」

項目	金額	区分
均等割額⑦	1,000	9月分
税額控除前所得額④	1,000	10月分
税額控除額⑤	1,000	11月分
所得割額⑥	1,000	12月分
均等割額⑦	1,000	1月分
森林環境税額⑧	1,000	2月分
特別徴収税額⑨	1,000	0
控除不足額⑩	0	0

## 【テレビ報道】

令和6年

5月29日 フジテレビ「イット！」

「「森林環境税」6月から1人年額1000円徴収 森林整備目的の交付金4割使われず…」

5月30日 テレビ朝日「グッド！モーニング」

「600億円の使い道は？「森林環境税」6月から徴収…住民税に年1000円“上乘せ”」

5月31日 読売テレビ「情報ライブ ミヤネ屋」

「6月から新たに課せられた税金『森林環境税』をご存知ですか？37府県では国と地方から“二重・三重取り”!？」

6月3日 テレビ朝日「報道ステーション」

「森林環境税 徴収スタート しかし“使い道”に悩む自治体も」

6月4日 テレビ朝日「モーニングショー」

「6月から『森林環境税』徴収 二重負担」

6月6日 NHK(Web配信)

「何に使われる…？ 一律の1,000円徴収 “森林環境税” なぜ？」

- 森林環境税・森林環境譲与税と森林経営管理制度について、国民の皆様に分かりやすくお伝えするため、**制度概要や市町村の取組事例を紹介するパンフレット**を作成。
- 各種イベントや自治体窓口等で、一般向けに配布していくことを想定。

■ 森林環境税・森林環境譲与税等のPRパンフレット



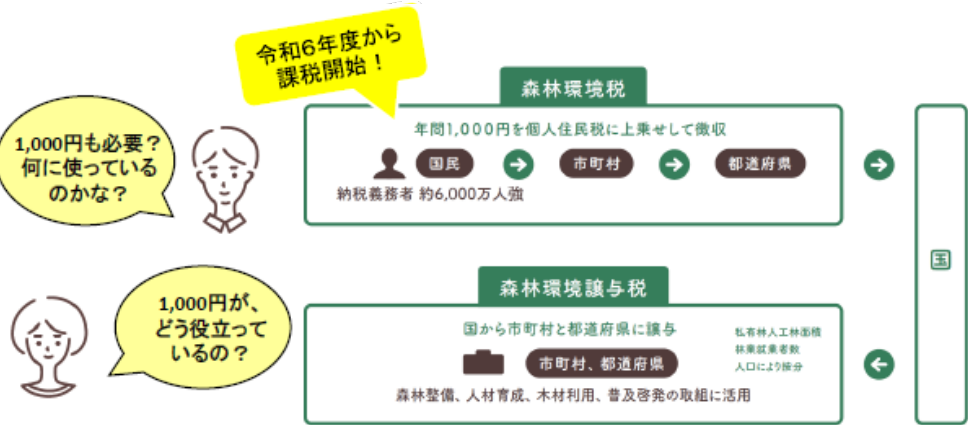
森林環境税・森林環境譲与税と森林経営管理制度の導入背景を分かりやすく解説。

「森林の整備」は3事例(秋田県大館市、静岡県小山町、高知県いの町)、「人材の育成」は2事例(愛知県岡崎市、島根県美郷町)、「木材の利用や普及啓発」は2事例(神奈川県川崎市、岡山県岡山市)を掲載。

森林環境税と森林経営管理制度の仕組みを解説。

# 国民一人一人が、森を支える。森林環境税

～ 市町村としてやっておくべき5つの広報 ～



**その1 使途公表ホームページは分かりやすいですか?**

譲与税の使途に関心を持った方が、最初に目にする情報と言っても過言ではありません。金額と事業名だけでなく、写真や図表も交えて、分かりやすく成果や効果を伝えるホームページにしましょう! 基金積立を行っている場合は、基金の活用予定も明示しましょう!

**その2 広報誌を活用していますか?**

自治体広報誌は、幅広い方々に情報を届ける有効なツールです。譲与税の特集記事を組んだり、譲与税の制度や使途を紹介するなど、積極的に自治体広報誌へ記事を掲載しましょう!

**その3 広報資材を作成・配布していますか?**

独自にPR動画を作成するなど、目に触れる機会を増やす工夫も大切です。一般向け行事では、譲与税の成果を広報するパネル展示やパンフレット配布を行い、理解醸成の機運を高めましょう!

**その4 譲与税活用事業である旨を表示していますか?**

譲与税が活用されていることを実感してもらう工夫も大切です。譲与税を活用した森林整備箇所への看板設置や、整備した施設・木製品への焼き印等による表示など、譲与税活用事業をしっかりとPRしましょう!

**その5 譲与税活用事業のプレスリリースを行っていますか?**

新聞などのマスメディアに取り上げられることも幅広い方々へのPRに有効です。譲与税活用事業は、積極的にプレスリリースを行いましょう! デジタルネイティブ世代に向けては、SNSによる情報発信も有効です。

- 令和6年度から森林環境税の課税開始
- 森林環境譲与税が何に使われ、それがどう役立っているのか、納税者に分かりやすく、しっかり伝えることが大切
- 広報の取組事例集も参考に、広報活動を徹底

～ 自治体における広報の取組事例 (事例集より抜粋) ～

**① 使途公表HPの工夫**  
～兵庫県神戸市～

使途公表HPに、譲与税活用に向けた実施計画や具体的取組を写真付きで掲載。

(神戸市HP)  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/shinrinseibi/shinrinkankyoujuyoyozei.html>

**② 広報誌の活用**  
～大分県日田市～

「広報ひた」2022年8月号に特集「森林と生きる私たち」で森林環境譲与税の仕組みや活用取組を掲載。

■ 広報ひた 2022年8月号

(日田市HP)  
<https://www.city.hita.oita.jp/material/files/group/1/20220801002.pdf>

**③ 独自の広報資材の作成**  
～東京都豊島区～

長野県箕輪町にある、としまの森・みのわ(森林環境譲与税活用による整備地)の紹介動画を制作。

としまの森・みのわ

独自にPR動画を制作し

(豊島区動画URL)  
[https://www.youtube.com/watch?v=BXP\\_DaWUt4s](https://www.youtube.com/watch?v=BXP_DaWUt4s)

**④ 事業箇所等への表示**  
～高知県いの町～

独自の焼き印やシールを作成して、木製品等に森林環境譲与税を活用していることを表示。

■ 焼き印やシールによる表示

**⑤ 事業のプレスリリース**  
～北海道北斗市～

新生児へ木製品を贈呈する事業について、令和3年6月にプレスリリースを実施。



# 5.森林環境譲与税の有効活用 (9) 森林環境税・森林環境譲与税の広報－④ 広報誌の活用

● 各自治体の広報誌において、森林環境税・森林環境譲与税の仕組みや森林環境譲与税を活用した取組内容を、写真や図を使って分かりやすく説明する、などの工夫を行っている例があります。

## 栃木県那須塩原市

### 再生



**森づくりは面的な展開が必要、理解の醸成を— 行政のみならず所有者のための理解の醸成を—**

森林環境税の導入は、森林の持続可能な経営を促すとともに、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。...

**あなたと森をつなぐ 森林経営管理制度の仕組み**



**私と同年代の森「今後もきれいに維持できるなら」と管理を依頼**

森林環境税の導入により、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。...

**～市民協賛 森林環境譲与税は～**

森林環境税の導入により、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。...

### 未来



**住**

森林環境税の導入により、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。...

**山で放棄されていた材をエネルギーに、森林も地域も元気にするプロジェクトは、森林園地における地域内エコシステム**

森林環境税の導入により、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。...

**私**

森林環境税の導入により、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。...

## 大分県日田市



**1 | 結果 森林環境税にて？ 森林と生きる私たち**

森林環境税の導入により、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。...

**交付税及び譲与税配付金概算表**



森林環境税の導入により、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。...

**私たちの未来を守るために**

森林環境税の導入により、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。...

**林地区域交付金**

森林環境税の導入により、森林の再生を促す効果も期待されています。しかし、森林環境税の導入は、森林の再生を促す効果も期待されています。...

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
森林環境税	82,788千円	77,200千円	77,200千円
森林環境譲与税	43,143千円	138,000千円	152,263千円
計	125,931千円	215,200千円	229,463千円
交付金	28,432千円	110,200千円	142,063千円
交付金	2,806千円	1,900千円	1,278千円
交付金	58,697千円	25,700千円	15,000千円
交付金	2,000千円	2,300千円	2,077千円



- 森林環境譲与税を活用した取組である旨を、**事業地や施設等へ表示**している例があります。

森林整備の事業実施箇所で、事業概要に加え、森林環境譲与税を活用している旨の説明を表示

### 群馬県前橋市



松くい虫被害林の再生事業 (令和2年度)における例

### 静岡県菊川市



重要インフラ施設の保全に向けたモデル林整備事業(令和3年度)における例

導入した木製品に、森林環境譲与税を活用している旨の説明を表示

### 北海道小樽市



公園への木製ベンチの設置 (令和3年度)における例

木製品の配布時に、森林環境譲与税の説明を記載したペーパーを同封

### 石川県野々市市



森林環境譲与税とは、市町村が実施する森林整備などに必要な財源を充てるため、令和6年度税制改正において創設されました。令和6年度から国民一人年額1,000円賦課徴収される森林環境税を財源として、市町村に交付されます。その用途は「間伐・林道などの森林整備」「森林整備の人材育成」「木材利用の促進・普及啓発」に限定されています。

- ✓ 森林環境譲与税を活用した取組は着実に増加。自治体間連携による取組も進展。
- ✓ 一方で、令和6年6月から森林環境税の課税が始まり、森林環境譲与税の取組に対する国民の関心も高まっている。
- ✓ 国民の皆様から森林環境税に対する理解を得られるように、森林環境譲与税を十分かつ有効に活用することはもちろんのこと、その趣旨や成果についても分かりやすく伝えていくことが重要。

# 制度・税の活用による政策課題の解決

- 森林・林業分野の取組は、市町村における政策課題の解決に貢献することが可能。
- 大きな政策ビジョンの下で、制度と税を有効活用することにより、森林・林業を地域の課題解決に役立てて頂きたい。特に、森林経営管理制度で集積した森林は、市町村の裁量で活用可能。

**森林経営管理制度と森林環境譲与税は政策の手段**  
⇒森林・林業を通じて、地域振興に貢献することが可能

## 【市町村の政策課題】

地域住民の安心・安全の確保

地域経済の活性化

雇用創出・人口増加

観光資源の創出

地域資源の基本情報整備

## 【森林・林業分野の取組】

手入れ不足森林の整備

市町村による事業発注、  
林業経営者による木材生産

森林整備の担い手育成

観光施設周辺の森林整備

意向調査による森林所有者の  
把握・確認

